

第2章 現地におけるビジネス関連法令の運用の実態について（規制当局による法令の運用の実態並びに裁判制度及び運用の実態を含む。）

前章で検討した、民法（財産法、契約法）、会社法、知的財産関係法（知的財産法、特許法、意匠法、商標法、著作権法）、競争法（独占禁止法）、投資関係法（投資法、有価証券市場法）、特別な契約法（労働法、消費者保護法）、その他関連法（個人情報保護法、土地法）について、運用の実態について調査を実施した。

以下では、法令ごとに、運用の実態について述べる。

1 民法（財産法、契約法）の運用の実態

以下では、民法の運用実態として、財産法、契約法に関連して重要と思われるモンゴルの判例の事例を検討する。

（無効な法律行為を基礎とする法律行為の有効性）

売主が、第1売買を行い、その直後に第2売買を行った。第1売買および第2売買の内容は、共に同じ会社の株式の売買であった。第2売買の買主は第1売買の買主の家族であったが、第2売買は証券取引所で行われた公開の取引であった。その後、第1売買の代金未払い（債務不履行）に基づき、売主は第1売買を解除し、判決で認められた。この判決後に、売主は、第2売買についても、第1売買に基づいて行われたものであるから無効であると主張し、これが肯定された事案。

関連条文

56.1.10. 無効な法律行為を基礎としてなされた法律行為は無効である。

ハンオール区民事第一審裁判所 2013 年 6 月 7 日第 890 号判決

(1) 事案の概要

X（原告・売主）は、Z（第三者・買主）との間で、2006 年 1 月 16 日、A 会社の「株式売買契約」を締結（以下「2006 年 1 月 16 日付け契約」という。）し、2006 年 1 月 19 日、代金（約 3 億 MNT=1,200 万円。）の半分を受領した。

同日、X は、モンゴル有価証券取引所上の取引において、Y1、Y2、Y3（被告、Z の家族）に対し、A 会社株式の 43% を約 1,500 万 MNT で売却した（以下「2006 年 1 月 19 日付け契約」という。）。

Z が X に 2006 年 1 月 16 日付け契約の残金を支払わなかったため、X は契約の解除を求めて訴訟提起し、ハンオール区民事第一審裁判所 2009 年 11 月 20 日第 1119 号判決により同契約の解除が認められた。

X は、基本契約である 2006 年 1 月 16 日付け契約が無効となったため、それに従って締結された 2006 年 1 月 19 日付け契約が無効であると主張し、Y1、Y2、Y3 に対して A 会社の 43% の株式の返還を求め、訴訟を提起した。

(2) 判決

請求認容。

ハンオール区民事第一審裁判所は次の理由をもって X の請求を認めた。

民法 56 条 1 項 10 号は「無効な法律行為を基礎としてなされた法律行為は無効である。」と規定する。X と Y1、Y2、Y3 間の 2006 年 1 月 19 日付け契約は無効である。

被告らは、XZ 間の 2006 年 1 月 16 日付け契約を知らなかったため、正当な保有者であると主張するが、被告らが善意であったことは立証されていない。

被告らは、株式の所有権登記を X に移転させ、これと引き換えに、原告は、2006 年

1月19日に取得した代金(1,500万MNT)を被告らに返還せよ³⁴。

(圍繞地通行権の要件)

隣地の所有者から壁を延長されて自己の土地の入口を封鎖された者が、壁の撤去を求めた訴訟において、圍繞地通行権の問題であるとしたうえで、延長した土地が双方の所有する土地ではないこと、別のルートで通行可能であること、違法な土地利用の問題は地方自治体等の処分によるべきことを理由として、請求を棄却した事案。

関連条文

135.1. 隣接財産の一方の所有者又は保有者は、自己の財産の利用に支障をきたさない他方の影響を制限することができない。

138.1. 保有土地が他人の土地に囲まれ、公共道路等に接する入口がない又は公共施設等を利用できない場合、土地保有者は上記の道路や公共施設に接する道、線、管等を設置することができる。

バヤンズルフ区民事第一審裁判所 2018年3月27日第001/X T 2018/号01070号判決

(1) 事案の概要

X(原告)の隣人であるY(被告)は、自分の所有する土地から塀を延長したことにより、Xの土地の入口が閉じられた。そのため、Xは、Yに対し、塀を撤去するよう求めて訴訟を提起した。

(2) 判決

請求棄却。

バヤンズルフ区民事第一審裁判所は、Xの請求を次の理由をもって棄却した。

民法135条1項は「隣接財産の一方の所有者又は保有者は、自己の財産の利用に支障をきたさない他方の影響を制限することができない。」、同法138条1項は「保有土地が他人の土地に囲まれ、公共道路等に接する入口がない又は公共施設等を利用できない場合、土地保有者は上記の道路や公共施設に接する道、線、管等を設置することができる。」とそれぞれ定めている。

つまり、道路や公共施設に接するために他人の土地を利用する状況である場合、隣人は権利を有し、上記の規定が適用される。

Yが塀を延長し、自分の所有する土地の面積を超えたことは明らかな事実である。

³⁴ 本事件においては、被告らとZは利害関係者であるといえる。また、A会社の株式を有価証券取引所において売却していることは、XとZ間の契約を被告らが知っていたことを推認させる事情となっている。

被告らは、自己らが善意の所有者であると主張するが、裁判所はXにとって被告らは第三者ではなく契約の当事者と同様の立場になると解している。

すなわち、Yは違法に塀を建てているから、塀を建てた土地がYの所有であった場合、Xは隣人に関する上記規定の権利を行使することができる。

しかし、Yの塀を建てた土地は、Y、Xのいずれかの所有する土地ではない。さらに、その土地の利用によりXは道路や公共施設に接続することができる。また、Yの違法な土地利用に関して講じるべき措置については、土地法により各区長が判断する権限を有する。

以上の理由から、Xの請求を棄却する³⁵。

(抵当権設定登記の有効性)

不動産に抵当権を設定する場合に、所有者である買主の承認を得ていなかったとの原告主張に対し、抵当権設定当時の登記は抵当権設定者である売主の名義であったことを理由として、抵当権を有効とした事案。

関連条文

156.1. 担保契約は書面で締結する。
156.2. 不動産担保設定契約は、公証役場で公証し、国家登録し、契約書に両当事者の名前、住所・・・を記載する。
156.3. 本法 156.1、156.2 条に定める要件をみたさない契約は無効である。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2018 年 6 月 29 日第 001/X T 2018/01127 号判決

(1) 事案の概要

X (原告、買主) は Y (被告、売主) との間で、2009 年 6 月 1 日、A1 区分マンション及び A2 駐車場に関する売買契約を締結した。しかし、A1 及び A2 不動産はそのときまだ完成しておらず、2009 年 8 月 1 日に目的物を引き渡すこととなった。X は売買契約代金の支払を 2010 年 6 月 16 日に完了させた。

ところが、Y は、Z (貸主) と 2010 年 9 月 2 日に消費貸借契約を締結し、それに応じて、A1 及び A2 不動産に対する担保契約を締結し、両不動産に抵当権を設定した。この消費貸借契約が締結されたとき、A1 及び A2 不動産の 9 割がすでに完成しており、建前不動産所有者として売主 Y が登記されていた。

X は、Y と Z 間の A1 及び A2 不動産担保設定契約について、不動産所有者から承認

³⁵ 本事件における Y は、自分の所有する土地を超えて塀を建てたことにより、X の所有土地に接し、その入口を閉じることとなった。民事裁判所は、X が民法における隣人の権利を有する要件として、Y が適法に X の土地と接することが必要と判断している者と解される。そして、本事件における違法な土地利用に関しては、行政機関又は行政裁判所の管轄する問題としている。なお、土地法においても圍繞地通行権が認められていることから (土地法 48.2.)、本件のように民法だけではなく、土地法による通行権 (限定的な使用权) 請求も可能であった事案であるようにも思われる。

を得ず締結されており無効であると主張し、訴訟を提起した。

(2) 判決

請求棄却。

最高裁判所は X の請求を次の理由に基づいて棄却した。民法第 156 条 2 項によれば、不動産担保契約を書面で締結し、それを不動産登記機関に登録されることが、契約成立の要件である。Y と Z 間の不動産担保契約はその要件を満たしている。

原告 X は、上記担保契約が所有者による承認を得ずに締結されたと主張するが、上記担保契約が締結される時点においては、不動産登記機関に Y が 9 割完成した不動産の所有者として登記されていた。そのため、上記担保契約の締結に関して、所有者として不動産登記機関に登録されていなかった X から承認を得る必要はない³⁶。

なお、X は、2015 年に、A1 及び A2 不動産の所有者であることの確認訴訟を提起しているが、このことは、抵当権設定契約成立を否定する理由ともならない。

(不動産所有権を直接債権者に移転する合意)

不動産抵当において、不動産所有権を直接、債権者に移転する旨の合意をした場合、その合意は無効であるとされた事案。

関連条文

171.3. 別段の定めがない限り、債務者が債務の全部または一部を履行しない場合に不動産所有権を移転することを合意した法律行為は無効となる。

第 10 番民事控訴裁判所 2014 年 5 月 19 日第 450 号判決

(1) 事案の概要

X (原告、借主) は、Y1 (被告、貸主) との間で、2010 年 3 月 24 日、金銭消費貸借契約を締結し、同日、X が所有する A 不動産を担保目的物とする不動産担保契約を締結し、Y1 を抵当権者として登記機関に登録した。X は債務を弁済できなくなったため、2011 年 7 月 9 日、A 不動産の譲渡権限を付与する委任状を Y1 に対して発行した。Y1 は同委任状に基づき、X に代理して A 不動産を Y2 (被告) に売却し、Y2 は所有者として登記された。Y2 は、X に対し、A 不動産明渡しの催告をした。

その際に X は、A 不動産の所有権が Y2 に移転したことを知り、Y1 に対する委任状又は、Y1 の Y2 への不動産売買契約は無効であり、X 自身を A 不動産の所有者として登記させることを求めて提訴した。

(2) 判決

請求認容。

控訴審は次の理由をもって X の請求を認めた。不動産抵当権に関しては、民法 171

³⁶ 最高裁判所は不動産契約に関して、登記がなされていた場合、特段の事情がない限り登記の内容のみに基づいて判断を下している。

条3項が適用される。そこには「債権者の請求の全部または一部を履行しない場合、不動産所有権を移転する旨を合意した法律行為は効力がない。」と規定されている。

もっとも、不動産担保法（2009年）11条2項、同法45条1項により裁判手続なしで担保物件を売却することができるが、その場合、担保物件の価額について両当事者の合意が求められる。ところが、XとY1は金銭消費貸借契約の利息について意見が一致していない。

したがって、裁判所は、XからY1に対して発行した委任状は無効であり、それに基づいて締結されたY1とY2の売買契約も無効であると判断した。

さらに、財産権の移転には占有移転が求められるが、売買契約が締結される際、A不動産にXが住んでいたため、Xの参加なしで所有権が移転されたことになる。したがって、Y2は善意の保有者とみなすことができない³⁷。

（抵当権設定者の権利）

債権者が、第三者の財産上に抵当権を設定した場合、債権者は、まず主債務者に対して履行を催告すべきであり、それでも履行がなされない場合に初めて担保目的物を競売できるとした事案。抵当権設定者について、催告の抗弁権を認めた事案であるといえることができる。

関連条文

234.5. 保証人には、催告の抗弁権、検索の抗弁権はない。

ダルハンオール民事控訴裁判所 2016年6月27日第143号判決

(1) 事案の概要

X（原告、貸主）は、Y1（借主）との間で金銭消費貸借契約を締結した。その際、Y2（被告）は、所有する財産を担保とした。

2015年12月13日、弁済期が到来した。しかし、Y1は弁済できなかった。Xは、Y2に対し、担保物から貸金、利息、追加利息等を支払わせるために訴訟提起した。

(2) 判決

請求一部認容。

裁判所は次の理由をもってXの請求を部分的に認めた。

XとY2間の関係は、民法165及び166条による抵当権に関する関係であり、Y2は借主としての義務を負わない。Y1が債務を履行しない場合、Y2の財産を競売手続により売却することとなる。Xは、先に借主であるY1に対して履行を請求しなければな

³⁷ 本判決によれば、委任状が無効であるにも関わらず、仮にY2が善意であった場合には、所有権を取得できると反対解釈し得る。そうであれば、モンゴルの裁判所は、物権行為の独自性を肯定しているのではないかと考えられるところである。

らない。

(抵当権設定登記の有効性)

不動産に抵当権を設定する場合に、所有者である買主の承認を得ていなかったとの原告主張に対し、抵当権設定当時の登記は抵当権設定者である売主の名義であったことを理由として、抵当権を有効とした事案。

関連条文

旧財産所有権及びそれに関する財産権登記法（2003）第 19 条 2 項ほか。

モンゴル国最高裁判所行政事件法廷 2018 年 2 月 21 日第 84 号判決

(1) 事案の概要

X（原告）は、2010 年 12 月 19 日、Y1（行政事件の第三者、民事事件の被告）と A 区分マンションに関する「区分マンション注文契約」を締結した。同契約締結時、A 区分マンションに関する 30%完成した建前不動産登記が、Y1 に帰属していた。Y1 は、A 区分マンションに関する建前不動産登記を 2011 年 6 月に行った。2011 年 7 月 27 日、Y1 は、Z 銀行との間で、「貸借担保契約」の担保物件として、A 区分マンションについて Z 銀行を債権者とする抵当権を設定し、Z 銀行は抵当権者として国家登記機関に登録された。

X は A 区分マンションの所有者であることを確認させるため、Y1 に対し民事訴訟を提起した結果、モンゴル国最高裁判所民事法廷 2016 年第 621 号判決により、X が A 区分マンションの所有者であることが確定した。

この確定判決に基づき、X は、国家登録機関（Y2）を被告として、A 区分マンションの所有権者として登記する行政処分を行うよう、行政裁判所に対し義務付訴訟を提起した。

(2) 判決

請求棄却。

モンゴル国最高裁判所は、X の請求を棄却した。

国家登記一般法（以下「2009 年旧国家登記一般法」という。2018 年に無効となった。）18 条 1 項 8 号は、「国家登記に先に登記された権利が有効である場合、再度登記し証明書を発行することを禁止する。」としている。財産所有権及びそれに関する財産権登記法（以下「2003 年旧財産権登記法」という。2018 年に無効となった。）14 条 1 項 9 号は、「登記申請に記載された権利が、事前に申請者以外の者によって登記されてその登記が有効である場合、登記申請を却下する。」としている。同法 19 条 2 項は、「権利に関する国家登記の変更を行う際、変更により第三者の権利に直接影響を及ぼす可能性がある場合にはその者の承認を得なければならない。」としている。

X の主張は、2003 年旧財産権登記法 19 条 2 項の承認を得るべき主体には Z が含まれないというものであるが、この主張には根拠がない。

Y1 は、2011 年、A 建前不動産の所有者として登記された。これはその不動産の原始所有者として登記されたものであり、A 建前不動産の建築が完了されたとしても、そのことをもって Y1 に帰属する A 建前不動産の登記が無効となる根拠とはならない³⁸。

(抵当権設定登記の有効性)

不動産抵当権に基づき差押えがなされた建物について、購入者による所有権移転登記申請を国家登録機関が却下した。差押え後には国家登録の変更を禁止する法律の規定などを理由とするものであったが、抵当権設定当時の所有権登記名義は建前に関する名義であり、完成後の建物に関する登記名義と解することはできないから、変更は禁止されないとして、完成後の建物に関する所有権移転登記を登記関係機関に命じた事案。

関連条文

2003 年旧財産権登記法 19 条 2 項、2009 年旧国家登記一般法 18 条 1 項 10 号ほか。

首都行政事件第一審裁判所 2020 年 2 月 4 日判決

(1) 事案の概要

X (原告、買主) は、Z (第三者、売主) との間で、2008 年 1 月 16 日、A 建前不動産に関する「区分建物の注文契約」という名称の契約を締結した。X は 2010 年 12 月 3 日、代金を支払った。

Z は、2006 年 12 月 18 日、A 建前不動産 (建築 6 割完了) の所有者として登記され、その登記に基づき、2007 年 9 月 4 日に C 銀行と金銭消費貸借契約を締結し、A 建前不動産に C 銀行の抵当権設定登記を完了していた。

A 不動産が完了後、X は、A 不動産の所有者として Y (被告、国家登記機関) に登記申請を申し込んだ。しかし、Y はその申請を次の理由をもって却下した。

A 不動産に関して、首都判決執行機関による差押決定がなされている。2009 年旧国家登記一般法 18 条 1 項 10 号「国家登記に関して権利移転を差し止めた国家登記官長、裁判所、執行機関の決定に違反して登記に変更を加えることが禁止する。」、2003

³⁸ 本事件においては、最高裁判所民事法廷と最高裁判所行政事件法廷の判決に齟齬がある。すなわち、民事法廷は建前不動産が完成後は、代金を支払った売主または注文者が所有者であることについて認める。これに対し、行政事件法廷は行政機関 (国家登記機関) が下した行政行為 (作為又は不作為) の違法性についてのみ判断を下し、建前不動産の完成後も建前不動産の登記に基づいてその所有権者を形式的に確定し、所有権者として登記されている者から承諾を得れば、抵当権設定に瑕疵はないとする。

この点、実務上は、不動産の所有権は登記がないと移転しない。実務においては最高裁判所行政事件法廷判決が優先されていることとなる。

なお、この行政事件判例は、2003 年旧財産権登記法に基づいており、現行財産権登記法 (2018) による判断がどうなるかについては判例がなく、結論は不明である。

年旧財産権登記法 14 条 1 項 9 号「登記申請に記載された権利が、事前に申請者以外の者によって登記されてその登記が有効である場合、登記申請を却下する。」、同法 19 条 2 項「権利に関する国家登記の変更を行う際、変更により第三者の権利に直接影響を及ぼす可能性がある場合には、その者の承認を得なければならない。」。

X は、Y に対し、A 不動産の所有者として登記する決定を行うよう、首都行政事件第一審裁判所に訴訟提起した。

(2) 判決

請求認容。

首都行政事件第一審裁判所は、次の理由をもって X の請求を認めた。

首都判決執行機関の決定は、A 建前不動産（建築 6 割完了）の登記変更を禁止する旨の決定であり、A 不動産（建築 100%完了）に対する決定ではない。そして、現行国家登記一般法（2018）と現行財産権登記法（2018）によれば、X の申請を棄却する理由がない。

したがって、Y は、A 不動産の所有者として X を登記する行政行為を行え³⁹。

(二重譲渡に関する紛争)

不動産の二重譲渡の事案において、登記を具備していないにもかかわらず、先に占有していたことを理由として、所有権の取得を肯定した事案。

関連条文

250. 売却財産を占有取得する優先権

250.1. 売主が、財産を複数の者に売却した場合、財産を先に占有した者、もし、財産に対する占有移転が行われなかったときにおいては先に契約を締結した者が、優先して占有を取得する。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2020 年 11 月 5 日第 001/X T 2020/00773 号判決

(1) 事案の概要

Z は、A 区分建物の所有者であり、Y（被告）と 2016 年 3 月 28 日に A 区分建物の売買契約を締結した。売買当時から Y は A 区分建物に住んでいたが、登記手続きが済んでいなかった。その後、Z は、X（原告）と 2016 年 12 月 12 日付で消費貸借契約を締結し、その担保として A 区分建物について X の抵当権を付して登記も行った。さらに、2017 年 12 月 4 日、X は Z との間で、A 区分建物の売買契約を締結し、所有者として登記された。

³⁹ 本判決においては、民事裁判所と行政事件裁判所の判断が一致している。しかし、前述のモンゴル国最高裁判所行政事件法廷 2018 年 2 月 21 日第 84 号判決の判断とは異なる。時間的には、本判決が後からなされたが、最高裁判決ではないため、実務上はいずれの解釈妥当であるか微妙な問題である。

XはA区分建物のYの占有が不法であると主張し、Yに対し、A区分建物から退去することを求めて訴訟提起した。

(2) 判決

請求棄却。

その判断の根拠として、Zは、A区分建物を二重売買したことが明確であり、その場合民法250条が適用されるとした。つまり、民法250条1項では「売主は財産をいくつかの者に売却した場合、財産を先に占有した者、もし、財産に対する占有移転が行われなかったときにおいては先に契約を締結した者が、優先する。」と規定されているため、先に契約を締結したYが、所有者としての権利を有するという判断を下したものである。

(売主の瑕疵修補責任)

事業目的のタンク車の売買において、買主が契約の解除と代金返還請求をした事例において、事業目的の売買であり、買主は受領後に速やかに検査する義務を怠ったので、買主としての請求権は消滅するとされた事案。

関連条文

255.1. 買主の請求権は、以下の場合に消滅する。
255.1.1. 財産を受領した時点で、当該財産の瑕疵を知りまたは知りえたのに、それを受領した場合。
255.1.2. 事業活動を行なっている買主が、当該事業活動に関係して財産を受領した時点で速やかに検査する義務を履行しなかった場合。

ソングノハイルハン区民事裁判所 2017 年 12 月 25 日第 015 号判決

(1) 事案の概要

2013年7月29日、X(自然人、買主)はY(法人、売主)から下水の吸引のタンク車を購入し、売買契約が締結された。Xは、目的物の引渡しから1か月後にタンク車が壊れ、利用目的どおりに使用することができなくなったため、Yに対し、タンク車の修補を請求したが、Yは拒絶した。そこで、Xは、契約を解除し、代金の返還を請求した。ただし、その請求をしたことを立証する書面はなかった。

これに対し、Yは、2014年3月になって、修補等が請求されたと主張した。

(2) 判決

請求棄却。

裁判所は、車の修補業者からの領収書に基づき、Yの主張を採用して、Xの修補請求権の行使は、物の受領から6か月が経過してからなされたものと判断した。

民法における売買契約による売主の瑕疵担保の時効期間は、受領後6か月である。

裁判官は時効ではなく次の条文に従って、請求を棄却した。

Xの下水を吸引する作業は事業である。民法255条1項2号が適用されると解され

る。Xは、目的物を直ちに検査する義務を怠ったため、瑕疵に関する権利を失う。

(売主の瑕疵担保責任)

エンジンの売買契約において、エンジンの不適合を理由する売主の瑕疵担保責任を肯定した事案。

関連条文

254.1. 買主は、財産の瑕疵を除去させ、瑕疵のない同種の財産に代えさせ、瑕疵を除去するために支出した費用を支払わせることができ、かつ契約の解除を請求権できる。

オルホン県民事裁判所 2016 年 11 月 14 日第 01079 号判決

(1) 事案の概要

2015 年 6 月 4 日、X (法人、買主) と Y (法人、売主) の間で掘削機のエンジンの売買契約が締結された。買主である X はエンジンを受領し、掘削機に設置する作業を第三者に依頼した。

ところが、エンジンがその掘削機に合わなかった (判決においては、買主の引渡しを受けた日及びエンジンの設置を試みた日等は不明である。)。X は、エンジンが契約目的を達成しないことを理由として、まず追完請求したが、Y は拒絶した。そのため、X は、契約を解除し、代金の返還を請求したが、Y は拒絶した。X は代金の返還を求めて提訴した。

(2) 判決

請求認容。

裁判所は、エンジンが X の契約の目的を達成することができないこと、Y に対し引渡時点から 6 か月以内に追完及び返還請求権を行使したことを理由として、Y の瑕疵担保責任を認めた。

(売主の瑕疵担保責任)

機械の売買において、機械の瑕疵があっても、買主が事業目的であると推認されることを理由に、買主に受領時の検査義務を認め、検査義務を怠ったとして瑕疵担保責任等の請求を否定した事案。

関連条文

255.1. 買主の請求権は、以下の場合に消滅する。

255.1.1. 財産を受領した時点で、当該財産の瑕疵を知りまたは知りえたのに、それを受領した場合。

255.1.2. 事業活動を行なっている買主が、当該事業活動に関係して財産を受領した時点で速やかに検査する義務を履行しなかった場合。

ソングノハイルハン区民事裁判所 2018 年 4 月 16 日第 0923 号判決

(1) 事案の概要

2015年12月4日、X（原告・自然人・売主）とY（被告・自然人・買主）の間で縫製機械の売買契約が締結された。目的物である縫製機械の性質に関し、契約書では、「ほぼ新品」と記載されていた。Yが運送費を負担する内容の合意をした。

2016年10月までにYが代金を支払わなかったため、Xは訴えを提起した。

これに対し、Yは、代金を支払わなかった理由として、Xが故障した瑕疵がある機械を引き渡したとして契約を解除し、すでに支払った代金返還を求める旨の反訴を提起した。

(2) 判決

請求認容。反訴棄却。

裁判所は、Yが事業目的で縫製機械を購入したとみなし、民法255条1項2号が適用されると判断した。

Yは、縫製機械の受領時に直ちに検査する義務を負うが、それを怠ったため、Yに対して瑕疵担保責任を請求する権利を失った⁴⁰。

(請負人の瑕疵担保責任)

マンションの建設請負契約において、契約上定められた面積に不足した建物の引渡しを受けた注文者が、不足分の請負代金について返還請求したところ、当該目的物は種類物であるとして売買の瑕疵担保責任の規定を適用したうえで、面積不足のマンションについては注文者が不特定多数人に使用させることを予定していたものであり、目的にしたがって使用できるとして、面積不足は瑕疵ではないとした事案。

また、種類物について、瑕疵担保責任の規定が適用されるとしても、注文者は、物件の引渡し時に容易に面積の検査が可能であり、検査をすれば面積不足の瑕疵は明らかであったのであるから、それを怠ってそのまま目的物の引渡しを受けた以上は、瑕疵担保責任に基づく代金減額請求はもはやできないとした事案。

関連条文

- | |
|--|
| <p>251.1. 契約で定められた数、量、質を有する財産は、現状で瑕疵がないものとみなす。</p> <p>251.2. 契約で財産の質についての定めがない場合、契約で定めた目的にしたがって使用することができる財産は、現状で瑕疵がないものとみなす。</p> <p>251.3. 義務の履行に重大な影響がないかぎり、一部分を欠いた財産、契約の定めと異なる物品、少ない物品を移転し、財産の一部に瑕疵があった場合でも、その全部に瑕疵があるものとはみなさない。</p> <p>254.1. 買主は、財産の瑕疵を除去させ、瑕疵のない同種の財産に代えさせ、瑕疵を除去するために支出した費用を支払わせることができかつ契約の解除を請求権できる。</p> |
|--|

⁴⁰ ここでは、法適用に関して、客観的な状況ではなく、買主Yの目的物購入の動機等に注目されている点が重要である。

254.3. 本法 251.3 条に定める場合を除き、売主が契約に定める数、範囲を下回る財産を提供した場合、買主は、その財産の受領を拒絶する権利がある。

254.4. 買主が本法 254.3 条に定める財産を受領した場合、売主は、契約価額から不足分の割合に応じた財産価格を返還する。

343.4. 種類、品質で定められる物を加工して、注文者の所有に移転した場合、売買契約の規定を適用する。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2017 年 11 月 21 日第 001/XT2017/01452 号判決

(1) 事案の概要

X (原告、原告) は Y (被原告、被告) との間で、2012 年 8 月 27 日、「マンションの注文」という題名で、**所在の 105.32 m²のマンションについて、建築工事に関する契約を締結した。その際、当事者は 1 m²の建築料金を 1750 米ドルとし、全額で 18 万 4310 米ドルの代金支払を合意した。X は、2013 年 12 月 30 日、マンションの引渡しを受け、2014 年 3 月 17 に所有者として登記された。

X は、2015 年 1 月 12 日、専門の検査会社によりマンションの面積を測定したところ、99.3 m²であり、契約に指定された面積から 5.9 m²不足していた。

そこで、2015 年 9 月、既払代金の一部返還を求めて訴えを提起した。

(2) 判決

請求棄却。

X と Y との間で民法上の請負契約が締結されたが、契約の目的物であるマンションは種類物とみなされるため、民法 343 条 4 項が適用される。

本件マンションは注文者のためではなく、不特定多数の者のために、事前に作成された計画書に基づいて建築され、注文者がそのマンションの一室を選んで契約を締結するものである。そのようなマンションは、特定物ではなく、種類物とみなされる。したがって、民法 343 条 4 項により民法上の売買契約に関する条文が適用される。

契約目的物であるマンションの状態は、面積、設備、場所、デザイン、室数等の諸事由によって判断される。X は、面積不足のみに対して契約に適合していないと主張し、その他の状態については問題としていない。しかし、面積不足のみではマンションを契約目的で利用することについて、重大な影響を与えていないといえる。したがって、マンションには物的瑕疵があるとは言えない。

ただし、面積不足によってマンションの価額が減額するおそれがあるため、債権者 (買主) は代金減額を請求することができる。民法 254 条 1 項に規定された追完請求権及び契約解除権は、性質の瑕疵のみに適用される。民法 254 条 3 項、4 項及び 5 項は数量不足の場合に適用される。この場合、瑕疵が契約の目的に重大な影響を与えない限り、契約で定められた内容よりも不足した目的物を引き渡した場合、その受領を拒絶する権利を有する。数量不足は引渡時点において発見できる瑕疵であるため、数量不足を発見した買主は、目的物の引渡しを拒絶することが可能であるからである。

民法 254 条 4 項は、数量不足のある目的物の引渡しを受けた買主は不足分に相当する代金を返還請求できると規定している。不足分の代金返還請求権を行使するためには、買主は、引渡時点において、引渡しを受けるかどうかを判断しなければならない。その判断に至るため、引き渡されている目的物が契約に適合しているか否かを検査しなければならない。というのは、性質の瑕疵は引渡時または利用中に発見される可能性があるが、それと異なり、数量不足の場合は、引渡しの際にただちに発見可能な瑕疵であるため、請求権に関する規定も異なる規定がされているのである。

民法 255 条 1 項 1 号は引渡しの際に発見可能な瑕疵に対して適用される条文である。数量不足は、引渡しの際に目的物を適切に検査すれば発見することが可能な瑕疵である。したがって、数量不足を発見した買主は、売主に通知し、民法 254 条 3 項及び 4 項による請求権を行使することができる。それに対し、引渡しの際に瑕疵を発見したが目的物を受領した場合、または瑕疵の発見が可能であったにもかかわらず検査しなかった場合は、不足分に対する減額請求権は消滅する。

X は、マンションの引渡しを受けた 2013 年 12 月 30 日または所有者として登記された 2014 年 3 月 17 日に、面積を測量せず、2 年間異議なくマンションを通常に利用していた。したがって、X は、2013 年 12 月 30 日に目的物の引渡しを受けた時点で、民法 254 条 3 項による売主からの引渡しを拒絶する権利を失った。そして、引渡時点に目的物を検査せず引渡しを受けたため、民法 254 条 4 項による代金減額請求権も消滅する。

(贈与契約の取消し)

贈与者が、受贈者によって重大な精神的被害を被ったとして、土地の贈与契約の取消しを求めた事案。

関連条文

280.1.1. 受贈者が贈与者に重大な精神的被害をあたえた場合、贈与者は贈与契約を取り消すことができる。

第 6 番民事控訴裁判所 2014 年 1 月 16 日第 01 号判決

(1) 事案の概要

X (原告) は Y 学校法人 (被告) との間で、2009 年 6 月 22 日、贈与契約を締結し、A1 と A2 不動産を贈与した。

しかし、その後、X は Y から精神的な被害を受けたとして贈与契約を取り消し、贈与した不動産の返還を求めて訴訟を提起した。

(2) 判決

請求棄却。

第 6 番民事控訴裁判所は次の理由をもって X の請求を棄却した。民法 280 条 1 項 1 号は「受贈者が贈与者に重大な精神的被害をあたえた場合、贈与者は贈与契約を取り

消すことができる。」と定めている。

この権利が発生する要件は、①贈与者が重大な精神的被害を受けたこと、②受贈者が贈与者に対して重大な精神的被害を与えた行為があることである。①は贈与者の主観的評価により判断されるものであるが、②は客観的に見て他人に重大な精神的被害を与える行為または不作為でなければならない⁴¹。

Xは、Yの行為により重大な精神的被害を受けたと主張するが、そのような事実は認められない。

(消費貸借における手数料)

銀行による消費貸借契約（貸付）において、契約締結手数料を設定し、これを貸付金から差し引いて残額を交付する条項があった場合、手数料を差し引いて貸付金から交付するのは、約定の貸付をなしていないと解されることなどを理由に、契約締結手数料の支払義務を否定した事案。

関連条文

282.4. 借主に対し金銭または財産を交付したことにより、消費貸借契約は成立したものとみなす。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2014 年 4 月 22 日第 214 号判決

(1) 事案の概要

X銀行（原告）は、Y会社（被告）との間で、2012年3月19日、「担保付金銭消費貸借契約」を締結した。契約を締結する際、貸付金の1%を当契約締結手数料としたうえで、これを貸付金から差し引く内容の条項があった。Y会社は手数料の支払を拒否したため、X銀行は貸付金の1%の支払を求めて提訴した。

(2) 判決

請求棄却。

最高裁判所は次の理由をもってX銀行の請求を棄却した。

銀行が消費貸借契約を締結する際、借主に対して貸付金の1%を差し引いて渡すことは、契約で合意した借入金の全額を交付していないことと同様である。貸付金額の1%の契約締結手数料は、実際にかかった費用ではない。このように想定しているだけの費用を、契約にかかった費用と認めることはできない。さらに、X銀行は、銀行として支配的地位にあるから、不公正な要求をしてはならない。

⁴¹ 本事件で議論されている贈与契約の取消しの根拠となる条文である民法280条1項1号は抽象的な規範を定めた規定である。本判例は、同条の内容を主観的要件と客観的要件としてさらに整理したうえで、双方の要件が揃ってはじめて贈与契約の解除を認めると解釈している。

(不動産リース契約の無効と代金返還請求)

民法の定める契約の有効要件を満たさない不動産リース契約について、既払賃料の一部返還を肯定した事案。

関連条文

318. リース契約

318.3. リース契約は書面で締結し、かつ不動産リース契約は不動産登録機関に登録する。

318.4. 本法 318.3.に定める要件を満たさない契約は無効である。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2020 年 11 月 10 日第 001/XT2020/00779 号判決

(1) 事案の概要

Y (被告、貸主) と X (原告、借主) は、2016 年 8 月 22 日、A 建物 (不動産証明書に記載された面積全体) のリース契約を締結した。

X は、A 建物を 2 年間借りた後、リース契約を不動産登記機関に登録しなかったことを理由として、契約が無効であると主張し、リース契約によって Y に引渡済みの代金を請求して訴訟を提起した。

(2) 判決

請求一部認容。その根拠は次のとおりである。

民法 318 条 3 項は、「法律に別段の定めがない限り、不動産リース契約を書面で締結し、不動産登記機関に登録する」旨定めている。また、同条 4 項は、この法律の 318 条 3 項に定めた要件を満たさない契約は無効である旨と定めている。

リース契約の対象となる A 建物は、不動産の単独の証明書を有するものであるため、リース契約を不動産登記機関に登録させなければならない。X と Y 間のリース契約は登記機関に登録されていないため無効であり、当契約に基づいて引き渡した金額等も不当利得となる。

しかし、最高裁判所は、仮に、X から Y に対して賃料額を返還したとすれば、X は、2 年間、A 建物を無料で利用したことになるとして、X の賃料相当額 (不当利得) と既払賃料を相殺するのが相当であると判断した。

(不動産リース契約の無効と代金返還請求)

民法の定める契約の有効要件を満たさない不動産リース契約について、既払賃料の返還を否定した事案。

関連条文

318. リース契約

318.3. リース契約は書面で締結し、かつ不動産リース契約は不動産登録機関に登録する。

318.4. 本法 318.3.に定める要件を満たさない契約は無効である。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2020 年 11 月 10 日第 001/XT2020/00779 号判決

(1) 事案の概要

Y（被告、貸主）とX（原告、借主）は、2014年6月3日、AモールのB部屋（B部屋は単独の不動産証明書がなく、A不動産の一部である。）をリースする契約を締結した。Xは、2年後、そのリース契約を不動産登記機関に登録しなかったことを理由として、当契約が無効であると主張し、リース契約によってXに引き渡した賃料等を請求する訴訟を提起した。

(2) 判決

請求棄却。

その根拠は、民法318条3項及び4項（前事例参照）に定められたリース契約を不動産登記機関に登録しない場合に生じる結果については、不動産を不動産証明書に記載した面積の全体をリースするときのみ適用されると解されるからであるとしている。

したがって、不動産を部分的にリースする場合、リース契約を登記する要件を満たす必要がなく、契約は有効であるとして、Xの請求を棄却するのが妥当であると判断した。

(債務不履行に基づく損害賠償請求の範囲)

建物売買代金を支払わず、建物を占有していた被告に対し、売買契約解除後は、不当利得返還請求権に基づき、賃料相当額の損害賠償を認容した事案。

関連条文

205.1. 法律および契約に基づき当事者の一方が契約を解除した場合、両当事者は、契約に基づき実際に引き渡した物、契約を履行したことから得た利益を、相互に返還する。

492.1.1. 財産を取得した者と債務者の関係が後になくなった場合、財産を移転した者は、その財産の返還を請求できる。

493.1. 不当利得返還請求の内容には、他人に移転した財産及びそれによって取得した収入や果実、当該財産を毀損、滅失、損壊、徴収された場合にはその適切な支払として取得するすべてのものが含まれる。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2019年6月14日第001/X T 2019/000930号判決

(1) 事案の概要

X（原告、売主）は、Y（被告、買主）との間で、2016年1月15日、A不動産に関する売買契約を締結した。その契約によれば、Yは代金の半分を契約締結時に支払い、残金を3か月間以内に支払う義務を負うこととなっていた。

Yは代金の半分を支払ったが、残金を履行期間に支払わなかった。

そのため、Xは契約を解除し、2016年10月15日にA不動産からYを退去させたいと、Yに対して債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

(2) 判決

請求認容。

最高裁判所は次の理由をもって原告の請求を認めた。

民法 205 条 1 項は「法律および契約に基づき当事者の一方が契約を解除した場合、両当事者は、契約に基づき実際に引き渡した物、契約を履行したことから得た利益を、相互に返還する。」と定める。同法 492 条 1 項 1 号は不当利得に関する規定であり、「財産を取得した者と債務者の関係が後になくなった場合、財産を移転した者は、その財産の返還を請求できる。」と定める。同法 493 条 1 項は「(不当利得)返還請求の内容には、他人に移転した財産及びそれによって取得した収入や果実、当該財産を毀損、滅失、損壊、徴収された場合にはその適切な支払として取得するすべてのものが含まれる。」と定める。ここで「果実」とは、目的物を目的どおりに利用した結果、取得した利益であるため、被告の営業によって取得した利益について、果実とみなす。したがって、X は Y から A 不動産の 9 か月の賃料を請求できる⁴²。

(契約の無効)

不動産の所有権を移転する契約の有効要件である公証が後に無効とされても、契約の有効性に影響を与えないとされた事案。

関連条文

バヤンオルギー県、ウブス県、ホブド県刑事及び民事控訴裁判所 2016 年 4 月 4 日第 54 号判決

(1) 事案の概要

X (原告) は Y (被告) との間で、2005 年 5 月 8 日、A 不動産を購入する本件契約を締結した。

2014 年の最高裁判決により、A 不動産の売買契約を公証した公証人の行為が無効であると判断された。X は上記契約を公証した公証人の行為が無効となったため、本件契約も無効であると主張し、契約により引き渡したものの返還を求めて訴訟提起した。

(2) 判決

請求棄却。

控訴審は、次の理由をもって X の請求を棄却した。

民法及びその他の財産関連法によれば、不動産の所有権移転に関する契約は、書面で作成され、公証人により証明されなければならない。

XY 間の 2005 年 5 月 8 日付け A 不動産に関する売買契約を公証した公証人の行為が

⁴² 本事件においては、最高裁判所は契約解除による損賠賠償の範囲を決定する際、不当利得の条文を適用し、不当利得における「果実」には目的物を目的どおりに利用したことによる利益が含まれると判断している。

この法解釈は、不当利得に関する事件において大きな影響を及ぼす可能性がある。

のちに無効となったとしても、当時、要件をすべて満たしているとみなされて所有権
移転登記が登記機関によってなされており、当事者は、契約上の債務を履行し、契約
は完了した。このような事実が明らかであるとき、公証人の行為が無効となったとい
う理由で契約が無効と判断することは妥当ではない⁴³。

(契約解除の根拠)

具体的な解除原因がある旨の立証がなされていない以上、契約解除を認めることができ
ないとされた事案。

関連条文

第 10 番民事控訴裁判所 2015 年 2 月 13 日第 174 号判決

(1) 事案の概要

X (原告) は Y (被告) との間で、2009 年 4 月 10 日、1 年間の雇用契約を締結し
た。

その後、2010 年 1 月 1 日に契約を 3 年間延長し、2011 年 2 月 17 日に契約を修正し
た。修正内容は、①X と Y が A 不動産の連帯所有者となる、②Y は A 不動産に住む、
③Y が効率よく働けば 3 年目の第 1 季節に A 不動産の唯一の所有者となる、というも
のであった。

しかし、Y は、契約修正により定めた 3 年の期間より先に A 不動産の唯一の所有者
として所有権登記を行った。

X は、2011 年 2 月 17 日付け雇用契約の修正内容を解除し、A 不動産の所有権を放棄
することを求めて訴訟提起した。

(2) 判決

請求棄却。

裁判所は、次の理由をもって X の請求を棄却した。

X が、2011 年 2 月 17 日付け雇用契約修正部分を解除するためには、民法による契約
解除の根拠と必要とされる。しかし、X はいかなる根拠により契約を解除するのにか
について証明していない。Y は、契約で定めた期間より先に A 不動産の所有権を取得し
たことが認められる。しかし、そのことからただちに雇用契約修正部分が無効である
と解することはできない⁴⁴。

⁴³ 本件は、「不動産の所有権移転が認められるには、公証が不可欠の要件であるところ、
契約により不動産所有権が移転された場合、契約を証明した公証人の行為のちに無効と
なっても、公証の無効は契約の効力に影響を与えない。」というものである。裁判所は、
取引の安全を図っていると言わざるを得ない。

⁴⁴ 本事件においては、すでに国家登記機関により不動産の所有権が移転されており、民事

(不動産からの退去請求)

登記を有する土地建物の正当な所有者が、占有者に対して立ち退きを求めた場合に、占有者が占有正権限を有することを主張する場合、占有正権限について判断する必要があるとして、第一審裁判所に差し戻された事案。

関連条文

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2021 年 5 月 13 日第 001/X T 2021/00429 号判決

(1) 事案の概要

X (原告、外国人) は、Z (第三者) から、2017 年 3 月 30 日、A 建物の所有権、B 土地の保有権を購入し、同日に A 建物の所有者として、2017 年 4 月 10 日に B 土地の保有者として⁴⁵それぞれ国家登記機関に登録された。

X は、不動産を占有する Y (被告) に対し、A・B 不動産からの立ち退きを求めて訴訟を提起した。

(2) 判決

差し戻し。

最高裁判所は次の理由をもって本事件を第一審裁判所に差し戻した。

Y は、Z との間で金銭消費貸借契約を締結し、その借金を弁済するまで A 建物の所有権、B 土地の占有権を Z に担保として譲渡していたものである。したがって、Z・X 間の売買契約は無効であると主張する。

この点、Z は、Y の主張を否認し、X の主張を認める。

最高裁判所は、これらの事実に関して十分に確定しないまま判断を下すことができないとして、本事件を原審に差し戻した。

2 会社法の運用の実態

以下では、会社法の運用実態調査の結果である。

裁判所においてはそれを無効とすることができないため、登記の変更を求めるのであれば、行政訴訟をすべきである。

⁴⁵ X は外国人であるが、国家登記機関にて B 土地の保有者として登記させたことが認定されている。モンゴル土地法によれば、土地の所有権はモンゴル人、保有権に関してモンゴル人やモンゴル法人に帰属させると定めており、外国人と外国法人に関しては、土地利用権のみを帰属させる。なお、建物の所有者に関しては国籍による区別がない。したがって、外国人である X が、土地の利用権ではなく保有権を登記して有しているという事実について、どのような事情があったのか疑問がある。

(1) よくある質問から

以下に掲げる質問事例は、モンゴルに進出する日本企業等から頻繁に出る会社法に関連する質問と、それに対する回答である。すべて筆者の2010年～2022年にかけてのモンゴルにおける弁護士としての活動、大使館での法律相談等の経験に基づいて、複数回相談を受けた内容を取り上げている。質問が多い内容であり、会社法の概要理解にも資すると思われるので、ここに取り上げることとする⁴⁶。

Q1 モンゴルで小会社を設立しようと考え、コンサルタントに現地法人の設立を依頼しています。株式数について、定款で定める必要があると言われていています。有限責任会社なのに、株式を発行するのでしょうか？また、株式数はどのように定めればよいのでしょうか？

A1 モンゴルの会社には、有限責任会社と、株式会社という2種類があります(3.4.)。株式会社は、さらに、公開株式会社と、非公開株式会社に区別されます(3.6.)。有限責任会社と株式会社の違いは、株式が証券取引機関や証券保険機関に登録されるかどうかです。

株式会社のうち、公開株式会社は、公開されて上場されます。非公開株式会社は、非公開で上場されます(3.7.、3.8.)。有限責任会社も株式会社も、均一化された割合的単位による株主たる地位である株式を持ちますが、有限責任会社は、株式の譲渡等の処分が、法律・定款で制限されます(3.5.)。実際には、有限責任会社の株式は概念であり、株主名簿等に株式数の記載はされますが、通常は取引が行われることはありません(閉鎖会社。株式譲渡制限あり)。

株式数は、自由に定めて構いません。100株でもよいし、100,000株でも構いません。出資者が複数存在する場合には、出資額に応じて株式数を定めることとなるので、分割しやすい数がよいでしょう(例：7株とかであれば、分割し難いということです)。

Q2 モンゴルの現地会社と合弁で、現地法人を設立しようと考えています。50：50の出資ですので、株式の持ち分を500株：500株としたいと考えていますが、問題はないのでしょうか？

A2 事業が円滑に行われているうちはよいのですが、弁護士の視点からは、トラブルに対応できるように株式数を決定することが望ましいと考えます。次のことに注意が必要です。

取締役会(なければ執行機関)の役員選出を除き、株主総会に議題にあげられた問題は、全て会議出席議決権保有者の過半数をもって採択される。この法律や会社定款で、議題採択の必要数が指定されている場合はそれに従う(63.5.)。このように、株

⁴⁶ 以下のQ&Aの記述は、2021年度に在モンゴル日本大使館主催でモンゴル国において実施したウェビナーにおける、筆者の講義レジュメを一部参照した。

主の意見が相違する場合に、デッドロック状態になります。この場合、会社運営に支障が生じてしまいます。また、定款変更 (17.1.)、会社合併 (19.3.)、一体化 (吸収) (20.4.)、会社分割 (21.3.)、組織変更 (23.2.)、株式交換 (25.3.)、解散 (26.3.)、優先株発行 (35.9.)、新株発行の際の優先買取権の不行使 (38.8.)、株式分割・併合 (51.5.) (なお、これらをまとめて 63.7. に規定) など、会社の重要事項については、特別多数で決定されます。特別多数とは、最高裁判例で 3 分の 2 以上の議決権であるとされます。

つまり、最低でも 51% 以上、完全に会社を支配したいのであれば 67% 以上の株式保有が会社経営を支配するには必要ですので、よく検討してください。

Q3 モンゴル人と合弁で会社を運営しています。株主の中には、経営に関心がなく、単に配当や利益分配だけを目的としている人もいます。このような人に対して適切な対応はあるのでしょうか？

A3 優先株式 (35.) の発行を検討されてはいかがでしょうか？優先株主は、会社法に定める場合、定款および優先株の発行決定に記載する場合に限り、株主総会において議決権を有します。会社解散後、残余財産の分配の際、累積配当以外の配当を受け取ります。会社は、優先株に配当を支払い、償還義務のある優先株を償還した後、普通株式を償還させ、配当を支払う権利を有します。会社を精算する場合、普通株式保有者に配当する前に、優先株式保有者に優先権を行使させ、未払いの配当を行います。

このように、優先株は、優先的に配当 (その額や条件、償還や普通株への転換条件等を定めることができる。) を受け取ることができる代わりに、(優先株に関する事項以外) 議決権がないものとなる株式です。

モンゴル会社法においては、日本のように、種類株としては、優先株式と黄金株式 (国家が保有する会社など例外的な場合のみ発行可能) しかありません。

Q4 有限責任会社の株式を保有しています。友人に株式を買い取っていただきたいのですが、自由に譲渡してよいのでしょうか？

A4 投下資本回収の手段として株式譲渡は必要ですが、有限責任会社の閉鎖性から、自由に株式譲渡することは認められません。

有限責任会社の株主が株式譲渡しようとする場合、まず、譲渡しようとすることを書面で会社に通知しなければなりません (5.4.)。通知を受けた会社は、他の株主にこの内容を書面で通知します (5.4.)。通知には、譲渡予定株式の種類、数量、譲渡価格、譲渡期間その他必要な事項を記載します (5.5.)。

有限責任会社の株主は、他の株主の株式を優先的に取得する権利があることから、通知を受けた場合、優先買取権を行使して第三者 (他の株主以外の者) に優先して株式を取得できます (5.6.-5.8.)。

優先買取権を行使する株主がいなかったとき、同権利は第 2 順位の優先買取権者として会社自体に移転します。会社は優先買取権を行使するか否かを決定します (5.9.)。

他の株主も会社も優先権を行使しなかった場合、株主は通知価格以上の価格で、第三者に株式を譲渡することができます (5.10.)。

Q5 有限責任会社の株主ですが、10%の株式しか保有していません。会社の経営がどうなっているか知ることはできるでしょうか？

A5 有限責任会社の株主には、その株式の持分割合にかかわらず、すべての会社情報の開示と、会計書類等の閲覧請求権があります (5.11.)。

Q6 有限責任会社を経営しています。私が100%の株式を保有していますが、株主総会を開催する必要はあるのでしょうか？

A6 株主総会は、会社の最高統治機関です (59.1.)。株主総会は、定時総会と臨時総会のいずれかです (59.3.)。定時総会は取締役会（なければ執行機関）によって招集され、会社の各事業年度終了後の4か月以内に開催されます (59.4.)。

以上が、通常の場合ですが、1人会社の場合はどうでしょうか。1人株主の会社の場合、その株主は株主総会の権限を行使します (59.2.)。よって、1人会社の株主は、株主総会を開催する必要はありません。実質的にも、会社支配している者が1人ですので、問題は生じません。

Q7 有限責任会社の株主です。モンゴルの取締役選任の方法を教えてください？

A7 取締役の選任・任期終了前の解任に関する事項は、株主総会の専権です (62.1.7.)。したがって、株主総会で選任する必要があります。

Q8 株主総会で取締役の追加候補者を緊急動議として提出したいと思います。可能でしょうか？

A8 株主総会で決議する事項は、あらかじめ議案を作成して、決められた手続に従って提案する必要があります (66.等)。株主総会では議題に含まれない事項を検討し決議することはできません (63.10.)。66条の場合（取締役選任等議案の株主提案）を除き、株主総会の議題に含める追加事項提出の手順につき、必要であれば会社定款でより詳細な手続を指定することもできる (63.11.) とされています。したがって、緊急動議について、定款に定めがあれば適法になるという考えもできそうですが、そのような定款の定めがあることはほぼ考えられませんし、66条を除外していることから、取締役の選任等を緊急動議で提案することは困難だと思われます。

万が一、総会議長が動議を不適法却下せずに決議した場合、一応決議は有効であるが、株主総会決議取消の訴え等が可能となると考えられます (70.)。

なお、2人以上で、合計10%以上の株主による要請に基づき、臨時株主総会を開催することができます (61.1.2.)。この場合、株主は独自に議案を提出できます。

Q9 有限責任会社を設立します。会社には、必ず取締役会を設置しなければならないでしょうか？

A9 いいえ。有限責任会社は取締役会を設置しなくても構いません (75.2.)。

なお、株式会社は取締役会を設置することが必要です (75.2.)。株式会社の取締役

は9人以上で、その3分の1以上が社外取締役である必要があります(75.4.)。

有限責任会社の取締役には、そのような定めはありません(75.5.)。

また、株式会社の取締役会は監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置しなければなりません(81.)。

これに対し、取締役会設置有限責任会社では、取締役会はこれらの委員会を設置しなくても構いません。

いずれの会社形態でも、業務執行権を持つ執行役員を定める必要があります。単独または複数の者が権限を有することができます。単独で執行する者を業務執行者(CEO)とといいます。執行役員の権限は、取締役会(なければ株主総会)において、会社と委任契約を締結して定めます(83.)。

原則として、執行役員は、他の会社の執行役員等が兼任しても構いません(83.5.)。

外国投資会社の取締役会や業務執行者の資格に制限や条件はなく、外国人が単独で会社の役員になることもできます。

Q10 有限責任会社の業務執行者や取締役を兼任できますか？また、外国人が就任できますか？

A10 はい。原則として、執行役員は、他の会社の執行役員等が兼任しても構いません(83.5.)。外国投資会社の取締役会や業務執行者の資格に制限や条件はなく、外国人が単独で会社の役員になることもできます。

ただし、以下の会社法上の欠格事由があれば就任不可です(経営陣の欠格事由。84.3.)。①国または地方の行政組織、軍部、警察、裁判所、検察組織の経営陣として勤務する者、②刑事罰中の者。

Q11 有限責任会社の株主です(取締役です)。株主総会(取締役会)は、モンゴル国内で開催する必要がありますか？

A11 いいえ。株主総会や、取締役会等の開催地の制限はありません。日本国内で開催しても問題ありません。株主総会については、招集手続きをきちんと採れるかどうかの問題です。モンゴル国在住の株主が多数存在する中で、外国において株主総会を行うことを法は予定していませんので、そのような場合、実質的に総会の招集が無効と解される可能性は高いでしょう。委任状による参加も可能ですが、委任状は原則その総会1回限り有効です(68.2.)。株主総会については、株主が参集する必要がありますが、取締役会については、必ずしも同時開催する必要もありません。持ち回り決議も可能です。ただし、取締役会議事録に、会議の時間や場所を明記する必要があることから(80.11.)、場所や時間が複数に及ぶ場合には、それらを明記すべきです。

Q12 有限責任会社の株主です。会社株式の10%を保有しています。追加で10%の株式を買い取る予定ですが、何か留意点はありますか？なお、私は取締役でも執行役員でもありません。

A12 はい。会社の20%以上の株式を取得してしまうと（関係者との共同所有の場合を含む）、会社経営の責任を問われる（代表訴訟の対象となりうる）ことがありますので注意が必要です（84.10.）。

また、単独および関係者と共同で株式の10%以上を保有する株主は、その不正な行為により会社に生じさせた損害について、自己の財産で賠償責任を負うことがあります（有限責任の例外。9.4.）。

Q13 会社印を紛失しました。どのようにして再生できますか？

A13 会社印の紛失届を官報公告したうえで、発見されなければ、法人登録局から新会社印の調製許可を得て新会社印を作成することができるようになります。

モンゴルでは、会社印は会社の正式な書類に押印するものであり、非常に重要なものです。訴訟等でも、会社印が押印されていれば、その書類は、正式に会社が作成したものであると推認されます。

逆に言えば、会社印があれば、委任状、契約書等の偽造は容易に行うことが可能です。信頼している部下に会社印を預けていたが、それが悪用されたといった事例も見受けられます。日本に代表者が在住しているような場合、会社印を日本で保管しておくのは確かに不便ではありますが、リスクを考えると、代表者が自身の下で保管しておくことを強くお勧めします。

（2）判例の検討

以下では、会社法の運用実態として、重要と思われるモンゴルの判例の事例を検討する。

（モンゴル国最高裁判所民事部 2019年5月7日第001/XT2019/00637号判決）

（1）事案

従属関係にあるY1有限責任会社、Y2有限責任会社は、2017年12月28日、Z公開株式会社の39.6%の株式を、親戚である6人の株主から、証券取引所外取引である相対取引方法で買い取った。

その取引の数日後に、Z公開株式会社の最大株主となるX有限責任会社が、その取引について知り、会社法や証券取引の公開買付ルールに違反したという理由で訴訟を提起した。

（2）判決

原告であるX社の請求を認め、Y1社及びY2社の保有する株式は、決議権がないと判断した。

被告側Y社らの株主は、Bという個人であり、Bが株式を保有するY社らは、会社法6.1、6.14、99.1、99.1.2条の定めに従い、従属会社または関連団体とみなされる。会社法56.1条は、「普通株式の3分の1以上を保有する場合、会社株式の支配権を取得したものとす。」、56.2条は、「単独でまたはその関連団体と共に、公開会社の普通株式の

支配権を獲得しようとするすべての者は、この法律および証券取引法で規定される手続に従って、公開買付義務を負う。」と定める。X社は、Y社らは、Z社の39.6%の株式を買い取るにあたり、公開買付義務を果たさなかったと主張した。

これに対し、被告Y1社は、対象となるZ社の20%の株式、被告Y2社は、対象となるZ社の19.6%の株式を買い取ったので、会社の支配権基準となる3分の1以上という要件を満たさないから公開買付義務はないと反論した。

第一審および控訴審では、被告Y1社とY2社は別々の会社であり、それぞれの買い取った株式は会社の支配権に達していないという理由で請求が棄却された。

しかし、最高裁判所は、会社法56.2条の「単独でまたはその関連団体と共に、公開会社の普通株式の支配権を獲得しようとするすべての者は、この法律および証券取引法で規定される手続にしたがって、公開買付義務を負う。」という規定に基づき、被告Y1社、Y2社の株主はBという個人であり、被告らは関連団体関係にあるとして、第一審および控訴審の判決を破棄して、原告の請求を認容する判決を下した。

(モンゴル国最高裁判所民事部 2018年10月18日第001/XT2018/01425号判決)

(1) 事案

2009年5月9日、運送業を行う74人のトラックドライバーが出資して、9人のドライバーが代表して、合弁会社を設立することとなった。2010年に9人の代表者が会社を設立し、9人で設立者及び取締役として法人登記局に登録された。その後、9人の代表者以外の65人のドライバーのうち63人は、株主として配当を求めたが、代表者らは63人のドライバーが株主ではないとして配当しなかったため、63人のドライバーが配当金の分配を求めて訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は第一審および控訴審の判決を破棄し、事件を第一審に差し戻す判決を下した。

第一審、控訴審においては、63人のドライバーは法人登記局に会社の株主として登録されていない。会社と雇用契約を締結して働いていた従業員である。よって、会社の株主ではないとして請求を棄却した。

それに対し、最高裁判所は、会社法12.4条「会社の設立者はその会社の株式を保有しなくてもよい。」という規定により、9人の代表者が法人登記局に設立者及び取締役として登録されていても、原告らは、会社の株式を保有しなくてもよい。原告らが法人登記局に登録されていないことが、株主ではないとして取り扱う理由にならないとしたものである。

(3) 筆者コメント

会社法上、会社の設立者が株式保有を義務付けられないことを理由として、株主登記がないからといって株主ではないとはいえないとしたものである。一般に、モンゴルの

実務では、権利義務の登録の有無が権利義務の有無に直接影響するが、この判例は、特殊な事情がある場合には、登録がないことがただちに権利がないことに連動しないと裁判所が判断した点が、注目に値する。

(モンゴル国最高裁判所民事部 2018 年 5 月 3 日第 001/XT2018/00702 号判決)

(1) 事案

2004 年 6 月 8 日、姉妹である X、Y、Z が、X は 24%、Y は 41%、Z は 35% の各株式を保有する A 社を設立した。2016 年 5 月 16 日、Y と Z が株主総会を開き、A 社を解散する決議を行い、法人登記局に登録した。

これに対し X は、株主総会の開催手続に違反したと主張して、2016 年 5 月 16 日付け株主総会決議の無効確認訴訟を提起した。

(2) 判決

第一審、控訴審、上告審は、原告 X の請求を認め、2016 年 5 月 16 日付け株主総会決議を無効とし、同株主総会においてなされた会社解散決議を無効であることを確認する判決をした。

原告 X は、会社法 26.3 条「会社が、株主総会の決議により解散する場合、取締役会（なければ株主総会）が解散委員を委任し、解散期間・規則等を定め、債務弁済後の残資本を株主に配分する規則等を記載した解散決議案を株主総会に提出し、出席者の特別多数で可決する。」、65.1 条「本法 60.1 条の株主総会を招集する者は、株主総会の参加権利者全員に通知する義務を負う。」と定めているところ、被告 Y、Z は、株主総会の通知をせず、解散決議案も作成しなかったことから、株主総会は無効であると主張した。これに対し、被告 Y、Z は、当該株主総会には X が実際に参加し、会議中に出て行ったと反論した。

第一審、控訴審、上告審は、会社法 65.1 条に従い、株主総会を招集する者は、株主総会開催通知をしたことの立証責任があるとし、被告らはこれを立証できなかったとして、会社法 70.1 条に基づき、株主総会及び株主総会決議を無効とした。

(3) 筆者コメント

株主総会について、開催が有効となる要件の一つに招集通知を行うことがある。この事案では、被告らの主張によれば、株主総会招集通知が仮になされていなくても、実際に X が株主総会に参加している以上は、通知懈怠の瑕疵は治癒されているとも考えられるところであるが、裁判所はそのようには判断していない。モンゴルにおいて手続規定を遵守することの重要性がわかる判例である。

(モンゴル国最高裁判所民事部 2018 年 4 月 17 日第 001/XT2018/00617 号判決)

(1) 事案

2015 年 11 月 13 日、A 有限責任会社が裁判所に対して、支払能力不能に陥ったとし

て、破産申立てをした。それに対し、債権者となるスイスの会社、バガノール区税務署、バガノール区社会保険機関、A社の100%の株を保有する親会社となるロシアのB社らが債権回収訴訟を提起した。

(2) 判決

A社の破産申立てを却下した。また、親会社B社からA社に対して貸し付けた金銭の返還義務は終了していると判断した。

具体的には、A社が支払不能に陥る前に、親会社B社はA社が所有している不動産、土地など全ての資産に担保を設定し金銭を貸し付けた。A社が破産手続に入ると、B社は担保権者として、他の債権者より優先的に貸付金を返済する権利があると主張した。

第一審は、A社は破産し、残余財産を親会社以外の債権者に分配すると決定し、控訴審は、破産手続が破産法に違反しているとして、事件を第一審に差し戻した。

最高裁判所は、親会社は当該会社の100%株主であったことから、債権者と債務者が同一であるとし、会社法6.6条の「親会社の決定によって子会社が支払不能に陥った場合、その債務につき親会社は連帯責任を負う。」という規定を適用し、親会社の債権回収を否定した。

(ウランバートル市行政裁判所(第一審)2019年11月4日第767号判決)

(1) 事案

原告A社の49%の株を保有し、社長を務めるBは、A社の臨時株主総会を招集した。当該臨時株主総会において、A社は、新株発行する方法により資金調達する決議をした。その決議に基づく定款改正を法人登記局に登録申請をした。登記官は、他の株主が臨時株主総会に出席しなかった、また他の株主の新株優先買取権を与えなかったとの理由で、登録を拒絶した。これに対し、A社は、法人登記局の登録拒否決議は違法であるとして行政裁判所に訴訟提起した。

(2) 判決

行政裁判所は、原告A社の請求を認め、定款改正を登録することを法人登記局に命じた。

行政裁判所は、会社法61.9条が、「取締役会(なければ執行機関)が61.4条による株主の要求で臨時総会を招集することを決定した場合、その要求後45日以内に招集をかけなければならない。」と定め、65.1条が、「60.1条の株主総会を招集する者は、株主総会の参加権利者全員に通知する義務を負う。」と定め、65.2条が、「有限責任会社は、株主総会開催通知の手順や時間を定款で定めることができる。」と定め、69.3条が、「69.1条の定足数に満たない場合、株主総会は延期され、新たな日程が発表されなければならない。その場合、議案変更することはできない。」と定め、69.4条が、「69.3条の場合、会議に参加する議決権株式の20%以上の保有株主が総会に参加することで定足数を満たすものとする。ただし、定款でそれ以上の定足数を設定することができる。」と定め、

69.5 条が、「延期された株主総会の議題に 62.1.1 条から 62.1.6 条に定める事項が含まれている場合、会議に参加する議決権株式の少なくとも 3 分の 1 以上の保有株主が総会に参加することで定足数を満たすものとする。ただし、定款でそれ以上の定足数を設定することができる。」と定めている。これらの定めに基づき、A 社の株主であり社長でもある B は、法的手続に従って臨時株主総会を招集し、決議をした。したがって、決議は有効である。

また、会社法 38.2 条は、「62.1.3 条の定めに従い、新株発行を決定する際、発行株式数、価格、株主の買える株式数、支払期間その他の事項を記載した通知を株主へ送付する。」と定め、38.3 条は、「株主が優先買取権を行使した場合、株主総会決議の後、30 営業日間以内に通知する。」と定めているから、新株発行決議は適法であると判断した。

(3) 筆者コメント

ここで問題となるのは、株主総会招集及び株主総会決議の問題は株主間における私法上の紛争と解されるのか、あるいは登記機関との間の行政上の紛争になるかということである。株主総会招集、株主決議事項の問題は株主間の紛争であり、民事訴訟を提起すべきである。しかし、モンゴルでは、会社登記に関して本判例のような行政裁判所や民事裁判所の間で管轄に関する問題が生じる場合が多く見られる。

さらに、会社の登記に関する問題について、モンゴルでは、登記官は形式的審査権を持っているか、それとも、実質的審査権を持っているかという問題もある。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2018 年 11 月 28 日第 476 号判決)

(1) 事案

X 社の株主である原告 A は、会社の株主が変更したことにより定款改正を法人登記局に登記申請したが、法人登記官は株主総会が法的手続に従っていないとして、登記を拒絶した。それに対して、A は行政裁判所に訴訟を起こした。

(2) 判決

第一審は、会社の定款改正の登記を拒絶した登記官の行為が違法であるとして、法人登記局に登記を命じた。

控訴審は、「登記機関は申請者から提出された資料に基づき形式的審査を行うのみならず、それらの資料の内容が適法であるかどうかという実質的審査を行わなければならない。」と述べ、X 社の定款改正の内容は他の株主の権利を侵害するおそれがあるとして、登記官が実体審査を行ったことは適法であるとして、原告の請求を棄却した。原告は上告した。

最高裁判所は、控訴審判決を破棄し、定款改正を登記するよう法人登記局に命じた。理由は、会社定款が適法であるかまたは他の株主の権利を侵害していないかという問題は、株主間の問題であり、行政裁判所や登記機関の問題ではない。行政裁判所や登記機関は、行政機関に関する問題を取り扱う。つまり、登記に関する形式的審査権のみを持

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

つから、X社の定款改正を登録すべきであるとした。

(3) 筆者コメント

会社の登記に関する問題について、モンゴルでは、登記官は、実質的審査権を持っていない。登記官は形式的審査権のみを持っているとの判断をした判例である。

3 知的財産法の運用の実態

(1) 商標法について

以下では、商標法の運用実態として、重要と思われるモンゴルの判例の事例を検討する。

(「SORONZ」事件)

(1) 事案の概要

X1は雑誌の創刊者、X2は雑誌発行会社である（ともに原告・被控訴人・被上告人）。原告らは、2009年12月に「Soronz」という誌名の雑誌を創刊し、出版会社の経営を行ってきたが、誌名を商標として登録していなかった。

2011年2月22日、Y（被告・控訴人・上告人）は、原告らの発行する「Soronz」誌名と同一名称に「雑誌」という文字を付加し、「Soronz 雑誌」という商標を商標権設定登録した（第9046号）。

そこで、X1は、自分が「Soronz」という雑誌と名称をYより先に創造したため、民法122.1条⁴⁷により、「Soronz」誌名の著作者及び所有者と認めることを、X2は、自分が「Soronz」商標の正当な所有者と確認することを求める訴えを提起した。

本件反訴は、被告が原告に対して、商標権に基づき、上告申立てをした事案である。

(2) 判決

第一審は、民法122条1項に基づき、X1は「Soronz」誌名の著作者また所有者であること、X2が当該商標の先使用者及び正当な所有者であることを確認し、原告の請求を認めた⁴⁸。

控訴審（民事控訴裁判所）は、原判決の一部を破棄し、被告の控訴を棄却した⁴⁹。つまり、控訴審は、X1を「Soronz」誌名の著作者であることを確認する請求を棄却し、民法122条1項によりX2が「Soronz」商標の所有者であることのみを認めた。X1に対して著作権が認められなかった理由は、「Soronz」は日常的に用いられるモンゴル語の言葉を文字、図形の方法で商標として使用したにすぎず、X1の創作的な表現といえないからである。

また、控訴審は、商標法において、商標権は登録設定により発生する（商標法3.1.7条⁵⁰）と規定しているが、未登録商標に対する保護規定が存在しないため、原判決が民

⁴⁷ 「法律に別段の定めがないかぎり、知的財産に係る知的価値を持つものを創造した者の所有権は、そのものを創造したときから発生する。」と規定する。

⁴⁸ モンゴル民事第一審判決2014.10.6第4608号。

⁴⁹ モンゴル民事控訴審判決2014.12.5第1143号。

⁵⁰ 「商標占有者は、法定手続に従い登録商標の所有権を取得した者のことをいう。」と規定する。

法 122 条 1 項に基づいて、X2 を「Soronz」商標の所有者と認めたのは妥当であると判断した。さらに、Y は「Soronz 雑誌」登録商標を使用していないため、Y の「Soronz 雑誌」商標には商標法 3 条 1 項 1 号による自他商標識別力が生じないものと解すべきとした。

原判決に対し、Y が上告受理の申立てをしたところ、最高裁判所は、一審・二審の結論には違法はないが、X1 及び X2 の請求内容について正当に審理していない上、事実認定につき、商標法の関連規定による解釈適用の誤りがあると判断した⁵¹。具体的には、まず、原告の請求内容につき、X1 と X2 の請求を別々に審理する必要はなく、X2 が「Soronz」商標の所有者であることを確認する請求であると解すべきとした。また、当該事実において、第一審の「X1 は本件商標の著作者である。」、また、控訴審の「当該商標について登録設定をしていない使用者の権利侵害に対する保護規定がないという判断に誤りがある。」と述べた。

最高裁判所は、被告の商標権設定登録前に、原告の「Soronz」商標はモンゴル国内の関連分野において周知となったと認め（商標法 3.1.13.）、民法 122 条 1 項に基づき、原告を本件商標の所有者と認定した。原告の「Soronz」商標を周知商標と認定した理由として、まず、原告の発行する雑誌「Soronz」が 4 年間発行され、モンゴルにおいて 2010 年に最多購読者がいる雑誌となり、また、原告との取引会社の証明により、2009～2014 年の間で、「Soronz」雑誌の 94 回目の雑誌が発行されたといった事実を挙げる。さらに、被告は、原告と同一または類似の業務を行っていないという事実から、X2 を当該「Soronz」商標の正当な所有者であることを確定することは商標法 6.7 条⁵²に違反しないと解した。結論として、被告の上告は棄却された。

(3) 行政訴訟

原告は、紛争解決委員会の審決（2013 年 7 月 29 日付け）である「被告の受けた商標登録査定に対する無効審判は不成立」という判断に不服があるとして、行政裁判所に対して審決取消訴訟を請求した。原告の請求に対して、被告は、最高裁判所が原告の「Soronz」商標を周知商標と認定した判断は、周知商標規則（2014 年）に定められた知的財産庁による審査を通さずに下されたため、妥当ではないと主張した。これに対し、

⁵¹ モンゴル最高裁判決 2015.1.27 第 51 号。

⁵² 「二人若しくはこれ以上の者は同一又は類似の商標を同一又は類似の商品、役務について使用している場合、登録出願を先に行った者の商標使用権が保護を受けることができる。」と規定されている。

行政裁判所は、商標法 5.2.8 条⁵³および 5.2.9 条⁵⁴に基づき、Y の商標登録の無効理由を認め、Y の登録査定に対して無効審判不成立と判断した紛争解決委員会の審決を無効とし、X1 及び X2 の請求を認容した⁵⁵。

さらに、Y の主張に対して、以下のように判断を下した。原告の「Soronz」商標を周知商標と認定した最高裁判所の判断は有効であり、Y の登録出願時（2011 年 2 月 22 日）は、周知商標規則施行の前であったため、本件において周知商標規則の適用を要求するのは妥当ではない。

（「BODI」事件）

（1）事案の概要

原告 Bodi 株式会社（X）は、Bodi という名称を 1996 年から使い始めたことを理由に、民法 27.3 条⁵⁶に基づいて被告 BodiInternational 株式会社（Y）に対し、Bodi 商号を優先的に所有し、使用することを求める訴えを起こした。本件反訴は、被告が原告に対して、商標権に基づき、上告申立てをした事案である。

また、この事件は登録紛争とみなされ、行政裁判所の決議中に行政訴訟ではなく民事訴訟として民事裁判所に移った。

（2）判決

第一審は民法 9.4.1 条⁵⁷および 26.2 条⁵⁸に基づいて、請求を棄却した。

控訴審は、原判決を適法であると判断し、原告の控訴を棄却した。控訴裁判所は、原告の請求に対し、まず、「Bodi」という言葉自体は、言語辞書において「無害、悟り、あわれみ」と定義されており一般的に使用される語彙であるため、商標法 5 条 1 項 1 号により商標として保護されないと判断した。また、工業所有権の保護に関するパリ条約

⁵³ 「商標登録出願に係る商標の不登録事由の一つとして、商品・役務の種類にかかわらず、周知商標と同一又は類似することから、消費者の間に混同をもたらす、非公正的な優先権を享受し、不当な利益を得、損害を与え、その名声を毀損するものは商標登録を受けることができない。」と規定する。

⁵⁴ 「モンゴルにおいて、周知となった著作物の著作権及び著作隣接権、工業所有権と矛盾することが明らかであるものは商標登録を受けることができない。」と規定する。

⁵⁵ モンゴル行政第一審判決 2015・5・20 第 0299 号。

⁵⁶ 民法 27 条 3 項によれば、法人名称は他の法人名称と同一あるいは他人を混同させるような類似のものは認められない。

⁵⁷ 「民事上の権利は、権利の承認という方法で保護される。」と定めている。

⁵⁸ 「法人登記、登録の抹消に関する規定を法律により規定する」と定めている。

8条⁵⁹によると、「Bodi」という名称は商標と同じく保護対象とならないため、原告 X は被告より本件 Bodi という名称を優先的に使用し、所有する権利を有しないと判断した⁶⁰。

(3) 行政訴訟

原告は、知的財産庁から受けた 10161 番の商標登録を無効とさせる審決取消訴訟、また本商標を原告の商標として登録することの義務付訴訟を提起した。

第一審は、商標法 5.1.5 条⁶¹、5.2.8 条⁶²、6.1 条⁶³および 33.1.1 条⁶⁴に基づき、原告の請求を棄却した。

控訴審は、原判決を適法であると判断し、原告の控訴を棄却した。控訴裁判所は、原告の請求に対し、まず、商標法 33.1.1 条によれば、同法 5.2.5 条、5.2.8 条に違反して登録された商標登録は無効となる。しかし、本件において、被告の登録商標には登録できない事由が認められない。また、被告が商標登録を受ける際、原告及び被告は関連当事者であったため、原告の請求を認めることができない。さらに、管轄的には、民法 84.5 条により、商標証明書とその所有権は法人の無体財産であるため、商標権を巡る紛争は民事訴訟において判断されるべきである⁶⁵。

原告はさらに上告受理の申立てをしたが、最高裁判所は第一審・控訴審の結論には違法がないとして、上告不受理とした。

(「Airmarket」事件)

(1) 事案の概要

Airmarket Gobi 株式会社 (X) は、2000 年から営業活動を行い始め、国際的及び国内的に飛行機のチケットの販売、旅行サービスの提供で広く知られている。

⁵⁹ 「商号は、商標の一部であるか否かを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の申請又は登記が行われていることを必要としない」と定めている。

⁶⁰ モンゴル民事控訴審判決 2014.12.5 第 1143 号。

⁶¹ 「モンゴル独自の歴史のおよび文化的記念となる名称とイメージを商標として認めない」と規定する。

⁶² 脚注 53 参照

⁶³ 「商標の登録を希望する市民および法人は、モンゴル国の行政機関に、紙または電子的に商標申請書を提出する」と規定する。

⁶⁴ 「商標または地理的表示が、この法律の第 5 条（商標の要件）に違反して登録されている場合、その商標が無効となる」と規定する。

⁶⁵ モンゴル行政控訴審判決 2017.8.10 第 221/MA2017/0570 号。

Xは、**Эйрмаркет Говь** 株式会社 (Y) が X と類似する商号を使用し同じ営業活動を行い、その地域における消費者の間で混同を生じさせていた。そのため、X は Y に対し、競争法 12 条 1 項 4 号⁶⁶ 及び民法 27 条 3 項⁶⁷に基づいて、登録商号を無効とする請求をした。

(2) 判決

第一審は、商号登録法 16.8 条、民法 27.3 条に基づいて、X の商標登録を無効とした。また、この名称で他の法人名を登記する請求を棄却した⁶⁸。原判決に対して、X が控訴したところ、控訴審は、請求を全部棄却した⁶⁹。本件請求内容は、商号権の権利侵害ではないとみなしたからである。

控訴審に対して、X は、以下の内容で再度上告受理の申立てをした。“**Аэрмаркет**” “**Эйрмаркет говь**” という名称は、同一また類似の商号であるという 2 つの要素を両方も満たしている。消費者を混同させる十分な根拠がある。さらに、X は、15 年間経営活動が続けた結果、高い名声を獲得し、ある程度イメージが作り上げられた市場において X の名声を Y に不正に使用されている。控訴審における、被告 Y は、この商号を使用して利益を得たという証拠がないという判断は、原告の法的利益を害している。

最高裁判所は、X の上告受理申立てを受理して本件を本案審理したうえで、控訴審判決を破棄し、X の請求を認めた⁷⁰。その理由として、まず、“**Аэрмаркет**” 株式会社と “**Эйрмаркет говь**” 株式会社は、国際販売、旅行活動という同種の営業を行なっている。また、**Airmarket** という外国語は、モンゴル語の **Эйрмаркет**、**Аэрмаркет** と同一の意味の商号である。また、**Эйрмаркет** という言葉の後ろに **Говь** という地域的な言葉を追加しただけで両会社を区別できない。同じ分野で営業活動を行なっている法人の間で、消費者を混同させる。なお、工業所有権の保護に関するパリ条約 8 条を第一審が参考にしたことは適切であると判断した。

(「National University of Mongolia」事件)

(1) 事案の概要

モンゴル国立大学法人 (X) は、「Mongolian National University, MNUM (本件商標)」につき商標権を有している。

⁶⁶ 「事業者が他の事業者が使用している商標、ラベル、商号、商品の品質保証を無断で使用すること、また、商品の名称及びパッケージを模倣すること。」を禁止する。

⁶⁷ 「商号は他の法人の商号と同一または類似であることは禁止する。」と規定する。

⁶⁸ モンゴル行政第一審判決 2016.6.24 第 471 号。

⁶⁹ モンゴル行政控訴審判決 2016.9.7 第 221/MA 2016/0585 号。

⁷⁰ モンゴル最高裁判決 2016.11.23 第 403 号。

Xは、モンゴル教育文化科学省命令（2012年A 454号。私立大学法人Yに国立大学の地位を認定した命令である。）に対し、本命令によりYがXの使用商標と同一の商標を使用し、商標権登録を設定した行為が不正競争に該当し、消費者の間で誤認を起す等と主張して、本命令を無効とする訴えを提起した。

また、2015年7月に、Xは、モンゴル国公正競争・消費者保護庁に対して、Yの侵害行為を差し止める申立てを起こした。

原告Xは、1942年にモンゴルの最初の国立大学として設立され、1992年10月26日の第476号政令により、国立大学の地位を受け、1996年に、「National University of Mongolia」、「Mongolian National University」、「MNU」、「MUIS」につき商号設定登録をした。2012年に「Mongolian National University」、「MNU」につき商標権設定登録をした。さらに、Xは「Mongolian National University」、「NUM」として、モンゴル国内の大学中で、国内及び国際的に最も高い名声を有する国立大学法人である。

Yは、前記モンゴル教育文化科学省命令により、国立大学法人の地位を受けた後、2013年12月26日に、本件登録商標と同じ商標がつく商標権を有した。

(2) 判断

第一審は、行政手続法54.1.8条、14.1条⁷¹により、除斥期間が消滅したため、本件Xの請求を却下した⁷²。

その後、Xは控訴しており、2021年2月現在、Mongolian National University, M N U商標に関する紛争が最終的にまだ解決されていない。

⁷¹ 「法律に別段の定めがない限り、行政処分に不服があれば、30日以内に行政裁判所に対して、審決取消訴訟を提起することができる。」と規定している。

⁷² モンゴル行政第一審判決2017.3.16第1951号。

(2) 著作権法について

以下では、著作権法の運用実態として、重要と思われるモンゴルの判例の事例を
検討する。

(「Veritech ERP」事件)

(1) 事案

Xは、コンピュータソフトウェアとシステム統合の分野で営業活動を行っており、
2013年11月にVeritechERP金融ソフトウェアプログラムを開発した。同プログラム
は、2014年2月27日、知的財産庁に登録され、著作権証明書No.5820を受けた。

2017年6月、Veritech ERP金融ソフトウェア（以下「本件ソフトウェア」という。）
の開発に携わっていたY1（2015年4月に退社。）とY2（2016年5月に退社。）らが、X
の著作物を無断で盗み出しウェブサイト上で販売していることが発覚した。

そのため、Xは、Y1及びY2に対し、著作権法12.1条に基づき、著作権侵害の停止、
本件ソフトウェアの販売、使用等の著作権侵害の差止めを求める訴えを提起した。

(2) 判決

プログラムの専門家の鑑定結果によれば、Y1及びY2の使用している金融ソフトウェ
アと原告が保有する本件ソフトウェアのデータベースの構造は異なる。また、保護され
たソースコードがコピーされたという証拠がない。

以上を理由として、第一審裁判所は、著作権及び関連する権利に関する法律12.2.1条
及び12.2.3条に違反する理由がないとして、Xの請求を棄却した。

この判断に対し、Xは、専門家の観点は不完全であるとして、XとY1及びY2の金融
プログラムのソースコードを比較した再分析の要求を理由として、控訴した。

控訴審は、第一審の判断は裁判所の決定に関する法的要件を満たしていないため、合
法かつ合理的ではないと決定した⁷³。具体的には「2つのプログラムのデータベースと
ソースコードが同一の場合、類似点を強調することが重要である。同一の情報が見つか
らなかつたため、類似点のパーセンテージを作成できなかった。この鑑定結果は、法医
学法17条2項の、専門家の意見は専門家の知識に基づき、分析の実際の結果を反映
し、特定の科学的方法論に基づく。」と定められた要件を満たしていない（2022年2月
現在、訴訟係属中）。

(「Khubilai Khan」事件)

(1) 事案の概要

デジタルコンテンツ株式会社(X)は、2014年4月10日に中華人民共和国の
「Bright Media limited」株式会社との間で、中国の全50話のテレビシリーズである
「Legend of KublaiKhan」テレビシリーズの配信に関する独占ライセンス契約を締結

⁷³ モンゴル民事控訴審判決2019.8.26第1574号。

し、モンゴルの衛星放送やケーブルテレビを通じて放映する独占的権利を取得した。

しかし、2016年3月、モンゴルのテレビ会社である被告「スルドメディア」株式会社（Y）は、「Legend of Kubilai Khan」テレビシリーズを放送する許可を取得せずに、2つのシリーズを先に放送した。

Xは、Yの行為が旧著作権法12.3条⁷⁴に違反していると主張し、旧著作権法31.3条⁷⁵、民法497.1条⁷⁶に基づいて、損害賠償として25,366,000 MNTを請求する訴えを提起した。

これに対し、Yは、以下の主張をする。Yは、Xからテレビシリーズの配信許可を得ずに、2つのシリーズを放送したことに異論はない。しかし、全50話のテレビシリーズ放映権料に等しい25,366,000 MNTの金額は相当ではない。

(2) 判決

第一審は、民法497.1条に基づいて、Yに対し、2つのシリーズの金額である1,291,690 MNTを賠償せよとの判決を下した。

Xは、第一審判決に対し、民法510.1条⁷⁷及びTRIPS協定45.1条⁷⁸を適用せずにした、Yが補償すべき損害賠償額の算定は不合理であると主張し、控訴した。具体的には、民法510.1条の目的は、損害を元の状態に戻すことができない場合に、損害を完全に補償することである。したがって、本件対象となるシリーズは全50話から成り立つ知的財産であるうえ、他のテレビ局に各シリーズを分配して販売することが認められないので、2つのシリーズのみについて損害額を決定することは不適切である。

控訴審は、第一審判決は、法執行の観点から修正されるべきであると判断し、Xの請求を棄却した⁷⁹。その判断によれば、まず、Xが「Bright Media limited」株式会社と締結した「映画配信に関する独占的ライセンス契約」の終了期間の3か月前に、Yが本件映画を放送した行為のみにより、Xの本件映画を使用し、配信する権利が他のテレビや

⁷⁴ 「著者は、彼の作品をあらゆる方法および形式で使用する独占的権利を有する。これには以下のものが含まれる。著者の許可を得て、契約に基づいた。」と規定する。

⁷⁵ 作品を使用する独占的権利の侵害において、民法に基づく物的損害の補償規定。

⁷⁶ 「故意または過失、作為（不作為）により、他人の権利、生命、健康、名誉、威信、職業的名誉、財産を違法に侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する義務を負う。」と規定する。

⁷⁷ 「他人の財産に損害を与えた者は、その損害を賠償するために、損害を与える前の状態に回復するか、損害を現金で補償しなければならない。」と規定する。

⁷⁸ 司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命じる権限を有する。

⁷⁹ モンゴル民事控訴審判決2017.3.6第647号。

メディアに販売できずに利益を上げられなかったとは言い難い。そのため、第一審の決定した損害額が適切である。また、第一審判決は民法 510.1 条を適用するべきである。X は、Y の映画の無許可の公開と、X の映画の販売が不可能であったという事実の間の相当因果関係を立証できなかつたため、被告の行動によって 25,366,000 MNT の損害が発生したと認められない。そのため、第一審の判断は適法である。

(「Monsudar」事件)

(1) 事案の概要

「Monsudar」出版社の会長である原告 R.E (X) は、「Seruuleg」新聞社 (被告、Y) に対し、次の訴訟を提起した。「Seruuleg」という Y の新聞において、「両親がアルコール依存症であれば、罪のない子供たちにもアルコール依存症となる残酷な将来がある。」という記事が掲載された。この記事には、X が発行した教科書に使用されていた 4 枚の写真のコピーが、その内容と目的を歪めて許可なしに使われていた。この記事を掲載した新聞は約 30,000 部印刷され、それぞれ 400 MNT で販売されていた。著作権法 (2006 年) 11.1.4 条及び 12.2 条に違反して X が権利を有する出版物が利用されたため、各写真の合計価格である 2,250,000 MNT を請求する。

(2) 判決

第一審は次のように判断した。民法 230.1 条、230.2 条、497.1 条に基づき、Y は 2,000,000 MNT を支払え。

控訴審は次のように判断した。民法 510.1 条及び著作権法 31.3 条により Y は 1,000,000MNT を支払え、原告の 1,250,000 MNT のその余の請求は棄却する。本件写真の使用は、著作権法 24.1.3 条で指定された「アーカイブ、美術館、図書館に保管されている作品を部分的に使用することは、著作権侵害とはみなさない。」という規定にあたらぬ。Y は、著作権法 11.1.4 条「作者の許可なしにいかなる方法で、作品または作品の名前を変更し、または歪曲することを禁止する。」という規定に違反したものである。

最高裁判所は、第一審と控訴審の判決は適法であると判断し、双方の上告を棄却した

⁸⁰。

⁸⁰ モンゴル国最高裁判所判決 2008.10.07 第 468 号。

4 競争法の運用の実態

以下では、競争法の運用実態として、重要と思われるモンゴルの判例の事例を検討する。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2019 年 9 月 25 日第 277 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁の審査官) は、2017 年 12 月 15 日、X (原告) に対し、「冬のガスを X のみが販売し、その他の業者が販売しないよう消費者を錯誤に陥らせる広告を行い、その他の業者に悪影響を及ぼしている。」と判断し、500 万 MNT の罰金を科した。X は、この罰金を科した行政行為を不服とし、当行政行為の取消訴訟を、行政裁判所に対し提起した。

(2) 判決

最高裁判所は、次の理由をもって X の請求を認めた。

広告法 7 条 2 項 3 号には、「明確な情報を提供せず、または消費者の知識及び経験不足により誤信を招いて錯誤に陥らせた」場合、不正広告となる旨定める。X の、「冬のガスを X のみから」という広告からは、上記の「明確な情報提供をしない」又は「消費者が錯誤に陥る」という状況が確認できない。「のみ」という文言は、その他の業者がガスを販売しないという意味を表現しない。したがって、公正競争に反する広告と判断することができない。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2019 年 10 月 21 日第 332 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁の審査官) は、2018 年 2 月 12 日、X1 (原告) に対して、「石油の価額を不当に高騰させ、その提供を遅延させた。」と判断し、500 万 MNT の罰金を科した。X1 は、罰金を科した行政行為は違法であるとして、次のように主張し、訴訟提起した。処分の理由とされた違法行為は、X1 とは関係なく X2 の活動に関連するものである。Y は X1 と X2 の所有者が同一人であり、事務所も同一であり、X2 の事業場に X1 のロゴ等がおかれているとする。しかし、X1 と X2 は別人格であり、処分理由となる行為を行ったのは X2 である。

(2) 判決

最高裁判所は X1 の請求を次の理由で棄却した。

競争法 20.3.2 条は、「調査及び審査に関して必要な情報、報告、説明書及びその他の書類を関連機関又は役員、業者から取得する。」、24.1.1 条は「違法行為を行った者が確定すれば、その者に行政罰を科す」と定める。公正競争・消費者保護庁の審査官は、違法行為者を正しく確定しなければならない。しかし、本件では、その任務が果たされていない。

もっとも、上記の行政行為の手續違反が、行政行為を全体的に違法無効であると判断する根拠にはならない。なぜならば、原告も行政機関による審査に対して必要な書類等を提供する義務があり、それも果たしていないため、上記の誤った結論が導かれたからである。したがって、最高裁判所は、公正競争・消費者保護庁の審査官の X1 に対する行政行為を 3 か月間差し止め、その期間内に行政処分を正当化するように指示する判断を下した。

(3) 筆者コメント

本事件においては、公正競争・消費者保護庁の審査官が行政行為を下す際、対象者を間違っていたことは明らかである。

ただし、X1 と X2 の所有者が同一人であり又は Y が誤ったのは X1 が協力しなかったことも関連している。

これらの事情から、行政行為の手續違反から、当該行政行為が即座に違法無効という結論が導かれるものではなく、そのような場合、一定期間内にもう一度正当な行政手続を踏んだうえで処分を行うべきとする。

この判決からは、行政行為の手續違反に関して、行政裁判所が広範な権限を持ち、行政裁判所の裁量により行政行為の違法性判断が操作されているといえる。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2019 年 11 月 4 日第 358 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁の審査官) は、2018 年 2 月 22 日、X (原告) に対し、「ガソリン代を不当に増額した。」と判断し、50 万 MNT の罰金を科した。X は、赤字を補填するためガソリン代を増額したのであって、法律違反はしていないと主張し、当行政行為を無効とするよう求めて訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は X の請求を次の理由をもって棄却した。

競争法 13.3 条は、「緊急事態又は不可効力により被った損失を補い、経済不況を乗り越え、生活必需品 (例えば国家保管法により国会が定めた商品) の需要を調整するため政府又は権限を有する機関による規制がなされた場合には、競争を制限したとみなさない。」と定める。この条項に基づき、政府は、2018 年 1 月 24 日第 26 番政令によりガソリン税が免除され、ガソリン代を安定させる義務を業者に課している。

以上の経緯からすれば、X がガソリン代を増額したことにつき、公正競争・消費者保護庁が罰金を科した行為を違法と判断することができない。

(3) 筆者コメント

モンゴル国は輸入品に依存する割合が高い国であり、特に新型コロナウイルスの影響で輸入品の物価が上がったため、ガソリン等の生活必需品に関して国家による規制がなされることが頻繁に見られている。本件は、国家によるガソリン代の統制に従わなかつ

た事業者に対し、罰金を科した行為について、その適法性を認めたものである。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2020 年 9 月 28 日第 351 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁の審査官) は、2020 年 3 月 13 日、X (原告) に
対し、「不当に肉の価額を増額した。」と判断し、2,000 万 MNT の罰金を科した。X
は、業者の販売や商品の価額に関する国家の介入が不当であるとし、当行政行為が無効
である旨を主張して行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は次の理由をもって X の請求を認容した。

競争法 12.1.10 条は、「事業者の競争を制限する又は消費者の権利を侵害する販売手段
を利用する活動を禁止する」と定め、行政処罰法 10.7 条及び 4.7 条は、「事業者が競争
を制限する又は消費者の権利を侵害する販売手段を利用する活動を行った場合、刑罰を
科す状況がない場合、自然人について 200 万 MNT、法人について 2,000 万 MNT の罰
金を科する。」と定めている。

X が肉の価額を 1 キロごとに 1,200~1,350MNT 増額したことは、「競争を制限する」
又は「消費者の権利を侵害する」という要件を満たしていると判断することができな
い。つまり、事業者の販売する商品の値上げは、市場の需要で調整される。

その事業者が「自然的独占の事業者」と「支配的な事業者」である場合、公正競争・
消費者保護庁が監督する権限がある。

この点、X は、上記事業者のいずれにも該当しないため、Y の行政行為は違法であ
る。

(3) 筆者コメント

最高裁判所は、本事件において公正競争・消費者保護庁の商品価額に関する権限範囲
を明確にした。つまり、同庁は、商品価額に関して「自然的独占の事業者」と「支配的
な事業者」のみに対して権限を有し、その他の事業者の場合、同庁は介入できない。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2017 年 6 月 14 日第 236 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁) は、競争法 5.2 条及び 15.1.6 条に関して、「自然
独占の事業者と支配的な事業者を確定する規則」第 298 番政令に基づき、2016 年 6 月
10 日第 4 番決定において、X (原告) をスポーツ系チャンネル市場における支配的事業
者と認定した。

X は上記決定を不服とし、当行政行為を無効とする旨を求めて行政裁判所に訴訟を提
起した。

(2) 判決

最高裁判所は次の理由をもって X の請求を棄却した。

競争法 5.2 条は、「支配的地位にある事業者とは、当該製品の市場において単独又は共同で若しくは利害関係者が製造、販売、購入の 3 分の 1 以上を支配する事業者をいう。」と定めており、X は、スポーツ系チャンネルサービス市場の 94.8% を支配している。

したがって、X は、支配的事業者である。Y の処分に違法はない。

(3) 筆者コメント

本事件において、X がスポーツ系チャンネルサービス市場の 94.8% を支配していることが本判決の根拠となっている。しかし、「スポーツ系チャンネルサービス市場」と市場を分類する根拠について、それが何に基づいているかは不明である。

であるとすれば、公正競争・消費者保護庁が、行政裁量によって、市場の分類をすることができるという結論が導かれるであろう。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2016 年 11 月 21 日第 396 号判決)

(1) 事案の概要

Z (第三者) は、開発銀行の融資による 13 兆 MNT の借入を、X 銀行 (原告) を通じて行おうとした。X 銀行は、Z に対し、金銭消費貸借契約を締結する際、特定の条件を付けて提案した。X 銀行が Z に対して条件を付けたことにつき、Z がこれを認めず、X 銀行が競争法に違反していると主張して、Y (公正競争・消費者保護庁) に申し立てた。

Y は、X 銀行に対し、Z との金銭消費貸借契約に関して特定の条件を提案した行為が競争法の関連条文に違反するため、その条件を提案しないよう求めて行政指導した。

X 銀行は、当該求めに従わなかったため、Y は、X 銀行に対し、行政罰を科した。X 銀行は、Y による行政罰を不服とし、行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は次の理由をもって X 銀行の請求を認め、Y の処分を取り消した。

X 銀行と第三者である Z 間の金銭消費貸借契約に関して、契約当事者の一方が損失を受けることについての結論や請求を出すことは、公正競争・消費者保護庁の審査官の権限の範囲外の行為である。つまり、X 銀行と Z 間の関係は、民法の対等な当事者間の関係である。市場の公正競争や独占事業等を規制する競争法の適用範囲ではない。

そして、Z は建築業者であり、X 銀行の競争者ではない。X 銀行は「不公正競争規制委員会」の決定により、地方において支配的地位を持つが、モンゴル国全体又はウランバートル市には支配的地位を持たない。したがって、X 銀行と Y 間の私法上の契約に参入する権限は公正競争・消費者保護庁にない。

(3) 筆者コメント

当局の権限逸脱を認めて処分を違法とした判決である。不正競争・消費者保護庁の権

限範囲は、公正な市場形成、独占に関するものであって、銀行と企業間の取引は、市場の公正と無関係であるとした。この点、銀行の貸付行為は、本当に市場と無関係であるのか、銀行間取引以外の取引において、すべて別事業であるとして競争法が適用されないとするのは妥当なのか、市場の概念とも関連して疑問は残る。さらに、モンゴル国全体またはウランバートル市においては支配的地位がないとはいえ、開発銀行の融資が他の銀行からも行われているのかといった点についても判決では言及されていない。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2020 年 2 月 3 日第 61 号判決)

(1) 事案の概要

X 銀行（原告）は、2017 年 10 月 5 日、「金融事業者に対する新しい製品を出す。」という決定で保険会社、信用組合、銀行以外の金融機関、有価商品金融機関、動産担保融資機関に対し、口座開設にあたって口座最低残金 100 万 MNT、年利 0%、手数料 5,000 MNT という条件を付け、それに従わない法人にはサービスを提供しない旨を告知した。

この告知を受けた関係企業が、Y（被告、公正競争・消費者保護庁）にクレームを申し立て、Y は審査を行い、X 銀行が競争法 7.1.3 条、7.1.5 条、7.1.11 条に違反したと判断し、5 億 MNT の制裁金を科した。X 銀行は上記決定を不服とし、当行政行為は無効であるとして、行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は、次の理由をもって X 銀行の請求を棄却した。

競争法は、支配的地位にある事業者が、支配的地位を違法に利用し、その他の事業者を同市場の参入を阻害し、同市場より退出させるため市場に販売している製品の数量又は値段等を調整することにより競争を事実的に制限し、消費者を妨害することを禁止する。そして、7.1.3 条は、「事業者から販売に対して追加条件を要求すること、市場にある製品と同種の製品をその市場価格と異なる価格で販売すること及び不当に製品の販売を拒むこと」、7.1.5 条は、「経済的又は技術的な正当事由なしで、事業関係を結ぶことを拒むこと及び不当な基準を設けること」、7.1.11 条は、「ある製品の契約書及び合意書にその契約及び合意と関係のない条項を含めるよう要求し、他の事業者と比べて差別的な条件を付けること」を禁止する。

X 銀行は、保険会社、信用組合、銀行以外の金融機関、有価商品金融機関、動産担保融資機関に対し、口座最低残金 100 万 MNT、年利 0%、手数料 5,000 MNT という差別的な条件を設定したが、その理由が不明である。したがって、支配的地位を違法的に利用し、消費者を妨害した支配事業を行ったと判断することができる。

(3) 筆者コメント

本事件において、原告が顧客に対して差別的な条件を設定したことが明確であるとされている。この点、X 銀行はウランバートル市ではなく、ある地方に関して支配的地位

を持つ事業者である。最高裁判所は、モンゴル国最高裁判所行政事件法廷 2016 年 11 月 21 日第 396 号判決において地域について論じ、ある地域においてのみ支配的地位にある銀行についての私法上の契約に介入する権限は、公正競争・消費者保護庁にないとした。しかし、本事件において、X 銀行がある地域のみで支配的地位にあることは、行政庁の介入を否定する論拠になるとされていない。この点で、支配的地位の範囲についての判例変更があったものと考えられる。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2019 年 12 月 25 日第 11 号判決)

(1) 事案の概要

X (原告) は、Z との間で、2017 年 6 月 2 日、「提供契約」を結び、その契約において「買主は売主の提案した価額を遵守する。」と取り決めた。

Y (被告、公正競争・消費者保護庁) は、上記契約条項が競争を制限した行為であるカルテルであると判断し、X に対し、行政処罰法に基づき、その商品の昨年売上の 0.5% に相当する罰金を科した。

X は、Y の審査官による上記行政行為が無効であると主張し、行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は、次の理由をもって X の請求を棄却した。

競争法 11.1 条は、「事業者は競争を制限する旨次の取引 (カルテル) の取り決めに禁止する。」と定め、11.1.1 条は、「商品の価額を取り決める。」と定めている。

すなわち、商品の提供者が、その他の販売者に対し、決まった値段で消費者に販売する旨を取り決めたことが、その販売者相互の競争を制限する結果が生じることを阻止する規定である。したがって、X の提案する価額で販売することを取り決めることは、カルテルである。

(首都第一審行政事件裁判所 2016 年 10 月 13 日第 779 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁) は、2016 年 6 月 10 日、X (原告) をコークス市場において支配的地位を持つ事業者と判断した。X はその判断は違法であるとして当行政行為の無効を主張して、行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

裁判所は次の理由をもって X の請求を認めた。

競争法 5.2 条は、「支配的地位にある事業者とは、当該製品の市場において単独又は共同で若しくは利害関係者が製造、販売、購入の 3 分の 1 以上を支配する事業者をいう。」と定め、15.1 条は、「政府は自然的独占事業者と支配的地位事業者を認定する規則を定める。」と規定する。

モンゴル政府の2010年11月17日第298号「自然的独占事業者と支配的地位事業者を認定する規則」政令において、独占の認定においての要件及び認定手続を定める。

Yは、同規則に従い認定手続を行うとき、市場集中度の認定と市場支配力の認定につき妥当な認定を行っていない。つまり、市場集中度の認定の際、Xの輸出率を基準にし、Xがコークスの輸出市場の7割を占めているから市場支配力の認定を行う必要がないとした。このYの認定判断は不適切である。

(3) 筆者コメント

独占認定について、市場集中度及び市場支配力双方について、適切な認定を行わなければならないとした判例である。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2016年10月10日第295号判決)

(1) 事案の概要

X(原告、建築会社)から区分マンションを購入した者から、区分マンションの面積が契約に適合しないというクレームがY(被告、公正競争・消費者保護庁)に対してあった。Yはそのクレームに基づき、違法行為をXが行ったと判断し、Xに罰金を科した。

Xはその判断の違法を主張し、当行政行為を無効とさせる旨を求めて行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は次の理由をもってXの請求を認容した。

競争法12.1.2条は、「商品について誤った情報を提供して他人を錯誤に陥らせる行為」、12.1.10条は、「消費者の権利を侵害する販売手段を利用する行為」を禁止する。

しかし、Yは、区分マンションの面積が契約に適合しているか否かにつき、法律による手続に従わなかった。Yは、クレームを申し立てた者が提出した書類に基づいて行政行為を下したが、その手続は適法でない。

(3) 筆者コメント

区分マンションの面積不足については、特別な許可を有する者が測定し、結論となる書類を発行する。公正競争・消費者保護庁の審査官は、クレームを申し出た者が提出した書類等のみによって行政処分を下しており、その手続は違法である。なぜなら、一方当事者に有利な書類からだけでは、実際の区分マンションの面積を測定できないからである。

(TOYOTA SALES MONGOLIA LLCが91億MNTの罰金を科せられた件⁸¹)

⁸¹ <https://afccp.gov.mn/more/402> (公正競争・消費者保護庁WEBサイト。2022.2.15 最

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

公正競争・消費者保護庁は、2021年に計画された検査の一環として、新車の輸入業者および小売業者の活動を検査した。

2021年11月3日、モンゴルにあるトヨタ自動車の独占販売代理店であるトヨタセールスモンゴリア有限責任会社が独占禁止法に違反していることが判明した。

事件で得られた証拠によると、新車の輸入市場を支配するトヨタセールスモンゴリア LLC は、Munkhhada LLC および Tavanbogd LLC とディーラー契約を締結しており、同契約において、自動車、そのスペアパーツ、工具、および付属品の開発、製造、購入、小売店での販売、またはその他の形態について、禁止事項に違反していた。

具体的には、トヨタセールスモンゴリアに生じた損失および損害を、Tavanbogd LLC および Munkhhada LLC は補償する。違反すればディーラー契約が終了するとの条件の下でトヨタセールスモンゴリアは、その支配権を違法に用いて製品を販売し、競争法で禁止されている市場支配的活動を行うためにその支配権を違法に行使したことが立証された。

したがって、行政処罰法 10.7.9 条に従い、トヨタセールスモンゴリア LLC は、91 億 MNT、または前年度の売上高の 4% の罰金を科された。

(公正競争・消費者保護庁の活動実績⁸²)

2021年の活動実績として、公正競争・消費者保護庁は、前述の競争法及び消費者保護法を所管する機関であるが、108件の訴訟を提起し、3,500件の検査を実施し、市民から12,626件の苦情を受け取り、326,547,500 MNTの損害を賠償させ、92件の違反を摘発し、141,126,192 MNTを国家予算に納付させたとのことである。

公正競争について、1,048回の審査を行い、飲酒、航空、車両輸入及び放送分野における市場調査を行い、10の事業者に対して自然独占及び支配的地位にある事業者として定めた。

さらに、国家及び地方財産による商品、業務、サービスを購入するに関する法律に係る260件の異議申立てを受け取り、解決した。

終閲覧。)。本件については、トヨタ側は反発しており、現在モンゴル国において訴訟となっている。公正競争・消費者保護庁は、在留邦人、日系企業による強い反発を受けているとの情報がある。JETRO や日本の報道機関もこのニュースを公表していないようである。一般的に周知されていない事案であるが、本稿ではあえて記載した。モンゴル国公正競争・消費者保護庁の WEB サイトの情報をそのまま翻訳して記載している。著者の独自情報や見解、意見はあえて入れていない。

⁸² <https://mongolia.gov.mn/news/view/26231> (公正競争・消費者保護庁 WEB サイト。2022.2.17 最終閲覧。)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

5 投資関連法の運用の実態

(1) 投資法

以下では、投資法の運用実態として、重要と思われる安定化証明書の発行手続きを取り上げる。

(概説)

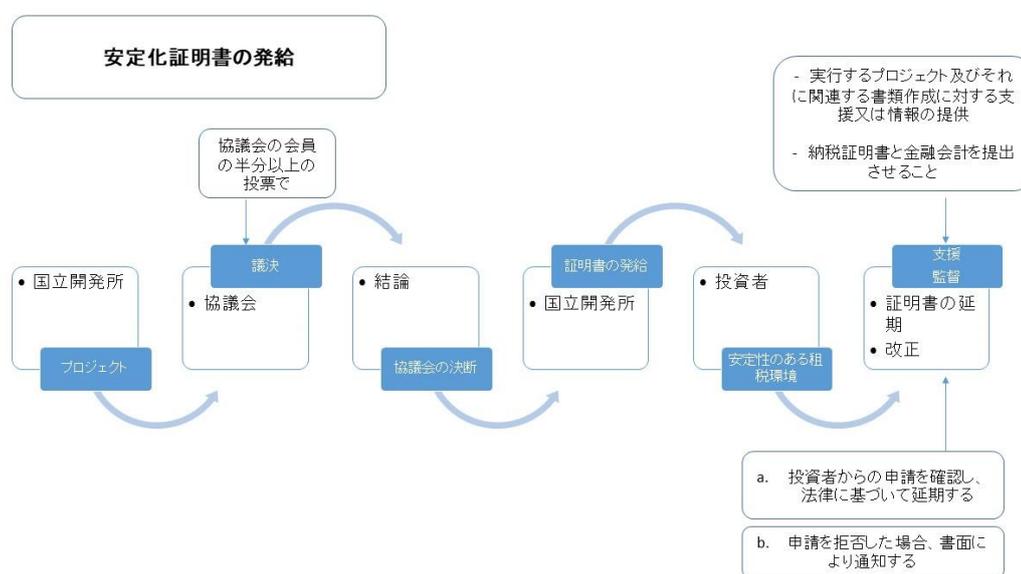
安定化証明書を発給する手続きについて、投資法における安定化証明書を発給させるためには、投資問題を所管する国家行政機関である「国立開発所」に申請を行う。

投資問題を所管する国家行政機関は、安定化証明書の申請書及び関連する書類を受け取った日から 30 日以内に、法律に定める要件に従い、安定化証明書を発給する旨を、投資問題を所管する内閣大臣の決定により設置された協議会の結論に基づいて判断する。必要に応じて、15 日間まで延長することができる。

投資問題を所管する国家行政機関が、安定化証明書を発給するように決定した場合、安定化証明書に関連する記載を行い、プロジェクト実施者であるモンゴル国に登記された法人に発給する。

投資プロジェクトが上記要件を満たさない又は書類作成が完了していない場合、投資問題を所管する国家行政機関が、その理由付きの発給拒否の通知書を、申請書及び関連する書類を受け取った日から 30 日以内に投資家に送付する。

(安定化証明書の発給手続きのイメージ)⁸³



⁸³ <http://nda.gov.mn/1044.html> (国立開発所 WEB サイトより抜粋。2021.12.30 最終閲覧。)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(安定化証明書を発給申請の添付書類⁸⁴)

- ① 法人の登記簿謄本、関連する許可書及びその他の証明書の写し
- ② プロジェクト紹介
- ③ 先進技術を導入することに関する説明書/技術ごとの説明
- ④ 安定的な職業を生み出す手段に関する説明書
- ⑤ 自然環境アセスメント
- ⑥ ビジネス計画（プロジェクトに対する投資額が 100 億 MNT 未満の場合）
- ⑦ フィジビリティスタディ（プロジェクトに対する投資額が 100 億 MNT 以上の場合）
- ⑧ 投資額について監査機関により認定された金融会計書類

(安定化証明書の無効原因)

安定化証明書は、次の①から⑨の理由に基づき、投資問題を所管する国家行政機関の決定により、無効とされる。

- ① 安定化証明書の有効期間が終了した。
- ② 安定化証明書を保有する法人が申請した又は倒産した。
- ③ 安定化証明書を保有する法人がモンゴル国に行った投資をモンゴル国から完全に移転させた。
- ④ 安定化証明書を保有する法人が、不法な書類作成によって安定化証明書を取得したことが認定された。
- ⑤ 権利継承者が、投資プロジェクトを承継しないか、又は投資法による要件を満たさない。
- ⑥ 投資家証明書を他人に売却し、担保を付け又は贈与した。
- ⑦ 外国の国有法人が、投資法に定める許可を得ていない。
- ⑧ 安定化証明書を保有する者が上記表 1 又は表 2 に指定する期間内に、投資を行っていない。
- ⑨ 安定化証明書を保有する者が投資契約を締結した。

投資問題を所管する国家行政機関は、安定化証明書を無効にする決定を平日の 5 日間以内に、安定化証明書を保有する法人及び租税問題を所管する国家行政機関に通知する。

(投資法改正案)

2021 年 6 月 21 日、投資法改正草案が国会議員から提案された。

その草案の主なポイントは、モンゴルに設立する外資系企業の要件をゆるやかにするこ

⁸⁴ <http://nda.gov.mn/1044.html>（国立開発所 WEB サイト、2021.12.30 最終閲覧。）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

とであった。すなわち、現状では、モンゴルで投資に関して、国家から課税的及び非課税的な支援を受ける外資系企業を設立するためには、外国投資家の提供する投資額の最低基準として10万ドルを投資しなければならない。本改正草案の目的は、その要件を5万ドルまでに低下させ、外国投資家に対するより柔軟性のある法的環境を構築することであった。

さらに、投資家の家族に対する滞在ビザの要件をゆるやかにすることも目的とされた。

しかし、そのことが、国家安全保障に直接に悪影響を及ぼすという大きな批判を受け、草案は国会で否決された。

(紛争解決)

投資法におけるモンゴル国立開発所による行政処分に関して不服がある場合、行政裁判所に訴訟を提起できる。

しかし、投資家が民間企業等である場合、投資法に関する紛争は、実務においては裁判所ではなく当事者間の仲裁により判断されるのが大半である。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

(2) 有価証券市場法

ここでは、有価証券市場法とそれに関連する法律について、参考になると思われる法令等を掲げ、参照 WEB サイトを記載する。

(証券市場法関連)

FRC の法的地位に関する法律-<http://www.legalinfo.mn/law/details/446>

会社法-<http://www.legalinfo.mn/law/details/310>

証券市場法-<http://www.legalinfo.mn/law/details/9243>

資産担保証券に関する法律-<http://www.legalinfo.mn/law/details/571>

投資ファンド法-<http://www.legalinfo.mn/law/details/9493>

農産物交換に関する法律-<http://www.legalinfo.mn/law/details/567>

(証券発行関連)

金融規制委員会規則-<http://www.mse.mn/laws/3>

コーポレートガバナンス規則-<http://www.legalinfo.mn/annex/details/743?lawid=1652>

統一証券データベース規則-<http://www.legalinfo.mn/annex/details/707?lawid=1624>

証券の分離および証券預金における口座取引の一時停止手続規則-
<http://www.legalinfo.mn/annex/details/705?lawid=1621>

株式会社の配当金の分配監視規則-<http://www.frc.mn/djza/id/3510>

株式会社のモデル定款-

http://www.mongolchamber.mn/mncci/attachments/article/1592/frc_smd_12_74.pdf

取締役会のモデル規則-<http://governance.mn/rules>

預託証券の登録および公募手続-<http://www.frc.mn/djza/id/3508>

(規制対象事業体の活動関連)

専門資格の実施、ライセンス供与、一時停止および取消手続-

<http://www.frc.mn/uploads/file/77e36ec5f23be3492b064a385fc14853cbbcf4e6.pdf>

銀行法第 6.2 条に規定されている活動を規制するための手続-

<http://www.tdbcapiatal.mn/download/juram24.pdf>

証券によって証明された所有権の贈与または相続の手続-

<http://www.frc.mn/djza/id/3524>

ライセンスが取り消されたブローカーやディーラーのクライアントに関する譲渡手続-

<http://www.frc.mn/uploads/file/c23cabd4e941ed110b3b932c00cb353170338daa.pdf>

規制対象の事業体および発行者の広告規制-

<http://www.frc.mn/uploads/file/ae3a40beda7bd5e30e24e7a9e593ed77532341ec.pdf>

規制対象の個人リスクファンド規制-

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

<http://www.frc.mn/uploads/file/5da23147075d841c4539da26b1277e03685a8c5e.pdf>

規制機関のデータベース手続-<http://www.frc.mn/djza/id/3515>

自主規制機関の登録に関する規制-<http://www.frc.mn/legal/detail?id=3521>

財務能力格付活動の規制-<http://www.frc.mn/legal/detail?id=3522>

(投資ファンドの運用関連)

投資管理活動のライセンスおよび運用規則-<http://www.frc.mn/legal/detail?id=3534>

投資信託を設立し、投資信託を運営するためのライセンスを発行するための規則-

<http://www.frc.mn/legal/detail?id=3533>

(資産担保証券関連)

資産担保証券のライセンスの発行、登録、発行手続-

<http://www.legalinfo.mn/annex/details/750?lawid=1659>

(証券市場における監査および評価関連)

証券市場参加者に法的助言を提供するための法人登録規制-

<http://www.frc.mn/djza/id/3766>

証券市場参加者に資産評価サービスを提供するための法人の登録規制-

<http://www.frc.mn/djza/id/3765>

6 特別な契約法の運用の実態

(1) 労働法

以下では、労働法の運用実態について述べる。

2022年1月1日から施行される改正労働法については、いまだ運用がなされて
間もなく、実態についても明らかではない。

そこで、この項では、改正労働法の施行によって旧来の労働契約、就業規則等を
どのような観点から変更の必要が生じているのかについて概説する⁸⁵。

(就業規則に記載すべき事項)

以下では、労働法上、就業規則に記載すべきとされている内容について取り上げる。企
業によっては労働契約に記載している事項もあると思われるが、すべて就業規則に記載し
なおすことが労働法上は求められている。

- ・ 使用者は、労働および労使関係におけるハラスメント、暴力およびセクシャルハラス
メント、その苦情の防止、抑制および解決の手順を就業規則の内容に含める (7.4.)。
- ・ 使用者は、労働時間と休憩時間を規定し、柔軟な労働条件を用いて、これらのことを
労働協約と就業規則に導入することにより、労働者の仕事と生活のバランスをサポート
し、労働者の子供に優しい児童保護方針を実施する (43.3.)。
- ・ 休憩と食事休憩の開始時間と終了時間および期間は、就業規則により定められる。昼
休憩は少なくとも1時間が必要である (94.3.)。
- ・ 私的休暇の付与手続、休暇の期間および私的休暇期間中に補償を支払うか否かは、就
業規則によって定められる (100.2.)。
- ・ 使用者は、法律、労働協約、労使協定に従い、賃金に関する以下の就業規則を定め施
行する (103.3.)。職務リスト (103.3.1.)。職務記述書 (103.3.2.)。法 106.3 条に従った
労働基準および標準 (103.3.3.)。賃金に関する手続 (103.3.4.)。
- ・ 使用者は、新しく就業規則を策定した場合、就業規則を、すべての労働者が閲覧でき
る場所に配置する義務がある。労働契約の終了および労働規律の違反の理由は、就業規
則に明記されなければならない (122.2.)。

⁸⁵ 以下の記述は、2021年度に在モンゴル日本大使館主催でモンゴル国において実施した
ウェビナーにおける、筆者の講義レジュメを一部参照した

(2) 消費者保護法

(法改正の予定)

モンゴル国会 2021 年第 12 番決議別紙「モンゴル国法令を 2024 年までに強化する基本指令」によれば、「消費者契約法」は 2022 年に制定（改正）することが予定されている。

法律草案の作成理由と改正内容には、「消費者を実質的に保護するため、一般的に消費者の権利を侵害する契約に対し、消費者が自らの意見を入れることができるようにさせる。交渉できない約款に対する要件を定め、オンライン契約における消費者の権利侵害を防止する。消費者の権利侵害に関する紛争解決の手続について、消費者にとってより適切で、迅速なものとする。」とされる。

(改正草案の内容)

現在作成されている改正草案は「消費者保護法/完全改正/」という名称である。改正草案について、現行消費者保護法と異なる主な点は次のとおりである。

- ・ 消費者契約の一方の主体に輸入者が入る。
- ・ 遠隔契約と電子契約に関する規定が追加されている。
- ・ 説明義務の範囲が現行法より幅広くなっている。
- ・ 団体訴権に関する規定が追加されている。